

沼津市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
①新築・購入		
地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金	個人向け新築住宅 ZEH への補助金。(着手前の申請) 1戸あたり 55 万円補助。直交集成板の導入で 90 万円の上乗せあり。付帯設備の場合に限り、太陽光発電設備の出力1kWあたり7万円と蓄電池の価格の1/3(上限あり)の上乗せあり。	環境政策課 934-4741
③空き家、移住・定住		
	市外在住のどちらかが 65 歳未満の夫婦世帯又は 65 歳未満で 18 歳未満の子がいるひとり親世帯で、相続した空き家のリフォーム工事をする世帯、又は、リフォーム工事をして空き家を取得する世帯への補助	住宅政策課
空き家活用定住支援補助金交付制度	それぞれ対象経費の 2/3 の額で下記が限度額 (1)リフォーム工事(対象は 60 万円以上の工事) 一般世帯 20 万円 (市内事業者の活用で 10 万円加算) (2)取得 世帯員の全員が県外からの転入者である世帯 80 万円 その他の世帯 20 万円	934-4885
空家等除却事業費補助金交付制度	市内に存在する空家の所有者として登記事項証明書又は固定資産税台帳に記載のある方、又はその相続人が、居住するには著しく不良な状態の住宅の除却又は今後使用見込みがない建物の跡地を地域活性化のために計画的利用する目的での建物の除却をすることへの補助	住宅政策課
	除却費と市が定める標準除却費を比較し少ない額の 80% 以内(上限 80 万)	934-4885
④設備の充実		
住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金	市内に自ら居住する住宅、または居住予定の市内の既存住宅(建築工事完了から1年を経過した住宅)において、補助対象となる機器の設置またはリフォームへの補助金。(着工前の申請) (1)①住宅用太陽光発電システム②定置用リチウムイオン蓄電池③V2H 対応型充電設備のうち、①+②又は①+③もしくは①+②+③のいずれか(定額 10 万円) (2)家庭用燃料電池(エネファーム)(定額4万円) (3)30 m ² 以上の床・壁・天井の断熱(10 m ² 当たり1万円、限度額6万円) (4)0.8 m ² 以上の窓の断熱(0.8 m ² 当たり5千円、限度額4万円)	環境政策課 934-4741

雨水浸透・貯留施設設置費補助金	対象区域にお住まいの方、これからお住まいになる方で、雨水浸透・貯留施設を設置する方への補助	河川課
	雨水浸透施設は、構造により 1 基につき限度額 5 万円～10 万円 雨水貯留施設は、合計容量 200 リットル以上のもので限度額 3 万円	934-4786
浄化槽設置費補助金制度	・公共下水道計画区域外において、専用住宅に浄化槽を設置する方 ・浄化槽の人槽算定は日本産業規格（JIS A 3302-2000）によること。	水道サービス課（申請受付窓口） 水道総務課（補助金交付窓口）
	補助額については設置する浄化槽の内容によるほか、事前の協議を必要とします。	934-4856（水道サービス課） 934-4851（水道総務課）
⑥高齢者、障害のある方		
居宅介護（介護予防）住宅改修事業	（P16 参照）介護保険の住宅改修と同じ	介護保険課
	介護保険の住宅改修の支給限度基準額 20 万円に 10 万円を上乗せ	934-4874
日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）	（P16 参照）日常生活用具給付等事業と同じ 購入前の申請が必要です。要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	費用の 9 割（基準額 20 万円） ※課税状況により、補助額拡大	934-4829
家具転倒防止事業	高齢者世帯等で地震による家具等の転倒防止のため、事業を実施する方への補助	危機管理課
	タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫等、4 品までの固定費用を市が負担	934-4803
重度身体障害者住宅改造費助成事業	（P16 参照）日常生活用具給付等事業と同じ 購入前の申請が必要です。要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	工事費の 3/4 以内（限度額 50 万円） ※介護保険の日常生活用具給付等事業適用者は限度額 20 万円 ※障がいの日常生活用具給付等事業適用者は限度額 30 万円	934-4829
日常生活用具給付等事業（火災警報器）	（P16 参照）日常生活用具給付等事業と同じ 購入前の申請が必要です。要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	購入費用の 9 割を補助（限度額 1 万 5500 円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり（消防法で義務付けられている箇所に限る）	934-4829
日常生活用具給付等事業（自動消火器）	（P16 参照）日常生活用具給付等事業と同じ 購入前の申請が必要です。要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	購入費用の 9 割を補助（限度額 2 万 8700 円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	934-4829

日常生活用具給付等事業（聴覚障害者用屋内信号装置）	(P16 参照) 日常生活用具給付等事業と同じ 購入前の申請が必要です。要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	購入費用の 9 割を補助（限度額 8 万 7400 円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	934-4829
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照) わが家の専門家診断事業と同じ	住宅政策課
		934-4885
木造住宅耐震補助成事業（補強計画一体型）	(P17 参照) 木造住宅の耐震改修事業と同じ	住宅政策課
		934-4885
木造住宅除却助成事業	要件等詳しくはお問合せください	住宅政策課
		934-4885
耐震シェルター設置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された木造住宅で、過去に耐震補強に関する補助制度を受けていないもの	住宅政策課
	シェルターを 1 階に設置する際にかかる費用の 2/3（上限 40 万円）または 5/6（上限 50 万円）	934-4885
防災ベッド設置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された木造住宅で、過去に耐震補強に関する補助制度を受けていないもの	住宅政策課
	ベッドの購入にかかる費用の 2/3（上限 40 万円）または 5/6（上限 50 万円）	934-4885
ブロック塀等耐震改修事業費補助金	(P18 参照) ブロック塀等の安全確保事業と同じ	住宅政策課
		934-4885
アスベスト含有調査事業	建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付け材の含有調査費用の一部を補助	住宅政策課
	含有調査にかかる費用と 25 万円とを比較していずれか少ない額	934-4885
アスベスト除去等事業	建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付けられたアスベストの除去等の費用の一部を補助	住宅政策課
	除去等にかかる費用の 2/3 以内の額（上限 120 万円）	934-4885
既存住宅耐震診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された住宅型建築物（非木造）の耐震診断	住宅政策課
	耐震診断に要する費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3（高齢者世帯住宅はいずれか少ない額）	934-4885
既存建築物耐震診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された非住宅型建築物の耐震診断	住宅政策課
	耐震診断に要する費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3	934-4885
既存建築物補強計画策定事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された建築物で、災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数に危険が及ぶおそれのある建築物、マンションで、3 階建て以上、延べ面積 1,000 m ² 以上の建築物の補強計画	住宅政策課
	補強計画策定に要する費用と市が定める基準額とを比較して少ない額の 2/3	934-4885

既存建築物耐震補強助成事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築（着工）された建築物で、災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数に危険が及ぶおそれのある建築物、マンションで、3 階建て以上、延べ面積 1,000 m ² 以上の建築物の補強	住宅政策課
	1 棟ごとに、当該事業に要する経費の 23%と延べ床面積に 1 平方メートル当たり 5 万 1200 円（マンションの場合は 5 万 200 円）を乗じて得た額の 23%に相当する額とを比較していずれか少ない額	934-4885
感震ブレーカー設置費補助金	自ら所有または居住する市内の住宅、または市内に居住するために新築する住宅において、感震ブレーカー（一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に適合する構造及び機能を有する機器）を設置するための補助金。（着工前申請）	危機管理課
	所有または居住する住宅の場合、機器購入費及び設置費の 2/3（上限 3 万円）。新築する住宅の場合、1 万円。交付は 1 世帯につき 1 回限り。	934-4803

熱海市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0557)
②リフォーム		
住宅店舗リフォーム 振興助成事業	・市内に自ら所有する住宅・店舗及び賃借人であり、店舗の改修、改装などの工事を依頼する方 ・事前に申請を行い、認定を受けた後に着工し、令和9年1月末までに工事を完了する ・受付は9月30日(水)もしくは予算に達した時点で終了 ◇対象となる工事 ・住宅・店舗の修繕、改良及び増改築などの工事 ・屋根・外壁の塗り替え、壁紙の張替えなどの工事 ◇対象とならない工事 ・倉庫、駐車場、フェンス等の住宅や店舗以外に係る工事 ・エアコン・ソーラーパネルの取り付け等、器具の購入が主となる工事 ・過去に本助成金制度を活用し、リフォームを行ったことがある建物に係る工事※最後に助成を受けられてから10年を経過した方が申し込む同一の建物は申請可能 ◇注意 ・助成決定後に辞退を行った場合、次回1回は申請不可 ・施工業者は、市内事業者とする	熱海商工 会議所
	工事費(消費税抜き)の10%(限度額15万円)	81-9251
④設備の充実		
新エネルギー機器 設置費補助金	実績報告書提出時点において、下記のすべてに該当する方 ・熱海市民または、実績報告書を提出する時点で熱海市民である方及び熱海市別荘等所有税条例第2条第1項の別荘等を所有している個人 ・自ら所有し、居住する住宅(併用住宅を含む)に新エネルギー機器を設置する方 ※別荘等所有者については、当該住宅に居住していることを要しない ・市税等の滞納がない方	市民生活部 環境課 生活 環境室
	太陽光発電システム (1件につき8万円) 家庭用蓄電池システム (1件につき8万円) 家庭用燃料電池システム(1件につき8万円) 太陽熱利用システム (1件につき5万円) V2H (1件につき5万円) CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) (1件につき3万円) HEMS (1件につき1万円)	86-6273

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス推進事業費補助金	・申請時点で熱海市民である方 ・自ら所有し、かつ居住するため、補助対象住宅を新築または購入する方 ・令和5年4月1日以降、国ZEH補助金または県ZEH補助金の交付申請をし、補助金交付確定通知日の属する年度中に本市補助金の交付申請をする方 ・市税等の滞納がない方	市民生活部 環境課 生活環境室
	1件につき70万円	86-6273
生垣助成「みどりを育て守る条例」	・熱海市民 ・樹木を帯状に植栽し、竹、木等の補助材料を用いて樹木相互の組合せをした、高さ1m以上、長さ5m以上のもの	観光建設部 公園緑地課 維持管理室
	経費の1/2(限度額3万円)	86-6218
浄化槽設置事業費補助金	規定する区域において、専用住宅に既設の単独浄化槽又はくみ取り槽を、10人槽以下の合併処理浄化槽に付け替えて設置する方で、熱海市の住民基本台帳に記載されている方で、生活の本拠地として使用する方。(別荘等は対象外)	市民生活部 環境課 環境センター管理室
	(1)浄化槽の設置 ・5人槽 33万2000円 ・6～7人槽 41万4000円 ・8～10人槽 54万8000円 (2)単独処理浄化槽の撤去 ・5～10人槽 15万円 (3)くみ取り槽の撤去 ・5～10人槽 12万円 (4)宅内配管工事 ・5～10人槽 33万円 ※金額は限度額	82-1153
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	以下のうち、所定の条件を満たす世帯 ・令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 ・婚姻日における夫婦の年齢が39歳以下 ・令和7年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満 ・令和7年度に本補助金を受給した世帯のうち、受給額が補助上限額に達しなかった世帯 ・申請時において、夫婦の住所が申請に係る住所となっていること ・補助金の交付を受けた日から3年以上、本市に定住する意思があること ・過去に当補助金の交付を受けている者がいないこと(他の自治体での受給を含む。ただし、前年度受給世帯を除く。) ・申請時において、夫婦のいずれも本市の市税の滞納がないこと ・夫婦がいずれも暴力団員等でないこと	健康福祉部 社会福祉課 子育て支援室
	対象経費(令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払った費用) ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・婚姻に伴う住宅取得費用 ・婚姻に伴う住宅のリフォーム費用 ・婚姻に伴う引越費用(引越業者、運送業者に支払った費用)	86-6352

	※費用には一部対象外となるものもあり ※勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、支給分を差し引いた額が対象 補助上限額(対象経費の合計額) ・夫婦とも29歳以下の世帯 1世帯当たり60万円 ・夫婦とも39歳以下の世帯 1世帯当たり30万円 ・前年度受給世帯 昨年度の補助上限額から受給済の額を差し引いて得た額	
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16参照) 介護保険の住宅改修と同じ	健康福祉部 長寿介護課 介護保険室 86-6286
家庭内家具等固定推進事業	木造住宅に居住している市民に対し、家庭内の家具等を固定する事業(タンス、食器戸棚、本箱などで、高さは120cm以上の物が対象になります。)	危機管理課 危機管理室
	全額を熱海市自主防災会連合会が負担	86-6298
日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)	・以下のいずれかに該当する65歳未満の方 (1) 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害2級以上のある方 (2) 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等 ・対象用具: 障害者の移動等を円滑にする用具を購入手、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
	用具の購入費及び改修工事費 (限度額50万円 *介護保険法に基づく住宅改修費の給付を受けることができる場合は、30万円)	86-6334
日常生活用具給付等事業(火災警報器)	・障害等級2級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 ・知的障害児又は知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であつて、当該手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方 ・上記と同程度の障害を有する難病患者等 ・対象用具: 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
	限度額1万5500円	86-6334

日常生活用具給付等事業(自動消火器)	・ 障害等級2級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 ・ 知的障害児又は知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方 ・ 火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する難病患者等 ・ 対象用具:室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を射し、初期火災を消火し得るもの	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
	限度額2万8700円	86-6334
日常生活用具給付等事業(聴覚障害者用屋内信号装置)	・ 聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)の者 ・ 上記と同程度の障害を有する難病患者等 ・ 対象用具:音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
	限度額8万7400円	86-6334
⑦住宅に困窮する方		
住宅支援給付	(P16参照)住居確保給付金と同じ	健康福祉部 社会福祉課 生活保護室
		86-6331
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断を実施(自己負担額5000円)	86-6424
木造住宅耐震改修助成事業	昭和56年5月31日以前に建築または建築中であった木造住宅で、耐震補強計画策定・耐震補強工事を一体となって実施する事業 (ただし、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であったものが、耐震補強工事を行った後、耐震評点が1.0以上となる工事)	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	補助限度額 115万円	86-6424
木造住宅簡易改修事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築または建築中であった木造住宅で、耐震補強計画策定・耐震改修を一体となって実施する事業 (ただし、耐震診断の結果、耐震評点が 0.7 未満であったものが、耐震改修を行った後、耐震評点が 0.7 以上 1.0 未満となる改修、また過去に木造住宅部分補強事業に係る補助金の交付を受けていないもの)	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	補助限度額 85 万円(一般世帯) 95 万円(高齢者等世帯)	86-6424
木造住宅部分補強事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築または建築中であった木造住宅で、1 階の 1 つの居室について地震発生時に倒壊しないようにするための耐震補強計画策定・耐震改修を一体となって実施する事業	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室

	(ただし、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満であったもの、また過去に木造住宅簡易改修事業に係る補助金の交付を受けていないもの)	
	補助限度額 85 万円(一般世帯) 95 万円(高齢者等世帯)	86-6424
既存建築物耐震性向上事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物の所有者が行う精密診断	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内	86-6424
既存建築物耐震補強計画事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物の所有者が行う耐震補強計画の策定	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	補助対象経費の2/3以内	86-6424
ブロック塀等改修促進事業補助金	(1)撤去事業 市内全域 (2)改善事業 市内全域 ※共に地震発生時に倒壊又は転倒する危険性のある道路等に面しているブロック塀	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	(1)撤去事業 ブロック塀等を撤去する経費の額と基準額2万円/mに撤去するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内の額とし、1敷地につき10万円を限度とする。 (2)改善事業 ブロック塀等を改善する経費と基準額3万8400円/mに改善するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内の額とし、1敷地につき25万円を限度とする。	86-6424
がけ地近接等危険住宅移転事業	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は市長が是正勧告等を行ったもの。 (1)静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域 (2)静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 (3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	建物除去費補助 97万5000円 (除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60万8000円 (借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465万円 (") 土地取得費補助 206万円 (")	86-6424
感震ブレーカー設置補助金	・自ら所有し、又は居住する熱海市内の住宅に感震ブレーカーを設置する方(賃貸住宅は、当該住宅の居住者に限る) ・自らが居住する予定の熱海市内に新築する住宅に設置する方	危機管理課 危機管理室
	感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費の 2/3(上限 2 万 5000 円) ※新築する住宅に設置する場合は1万円	86-6298

三島市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
①新築・購入		
勤労者住宅建設資金利子補給制度 リフォームにも利用可	・市内に自ら居住する住宅を建築(購入を含む)、増改築又は宅地を購入する勤労者の方 ・市町村税を滞納していない方	労働金庫 三島支店
	1,000 万円以内	973-9111
②リフォーム		
移住・子育てリフォーム事業	次に掲げる者が発注するリフォーム工事 (1)市外から移住してくる若い夫婦等 (2)子育て世帯の世帯員 ※対象となる工事は、リフォームに要する費用が 10 万円以上のもの	三島住まい 推進室
	補助率 2/10(限度額:20 万円) ※中古住宅の取得に伴うリフォーム工事の場合は 補助率 2/10(限度額:30 万円)を上記に上乗せ	983-2750
③空き家、移住・定住		
住むなら三島移住・ 定住サポート事業	・市内に住宅を取得し、定住をする若い夫婦等 ・転入後引き続き5年以上定住すること	三島住まい 推進室
	(1)県外からの移住 100 万円 (2)県外からの移住(三島市移住・就業支援補助金の交付決定を受けている場合) 50 万円 (3)県内他市町からの移住 20 万円 ※新築の場合は、申請者又は配偶者の父母いずれかが三島市民であること (4)中古住宅の取得者(市民) 20 万円 ※その他にも要件あり	983-2750
④設備の充実		
スマートハウス設備 導入費補助金	以下の全てに該当する方 ・自ら居住、または居住する予定の市内の戸建住宅(賃貸住宅は除く)に対象設備を設置する方※設置されている市内の新築戸建住宅を購入する方を含む ・市町村税を滞納していない方 ・これまでに市から同種の対象設備に対する補助金の交付を受けたことがない方	環境政策課
	(1)住宅用太陽光発電システム 1万円/kW 上限【新築】2万円 【既築】4万円 ※最大出力の合計が 10kW 未満のもの ※家庭用リチウムイオン蓄電池システム、V2H充放電システムのいずれか又は両方と併せて設置する場合に限り補助対象	983-2647

	(2)住宅用太陽熱利用システム 上限【新築】1.25 万円 【既築】2.5 万円 (3)家庭用燃料電池システム 上限【新築】2.5 万円 【既築】5万円 (4)家庭用リチウムイオン蓄電池システム 上限【新築】2.5 万円 【既築】5万円 (5)V2H充放電システム 上限【新築】2.5 万円【既築】5万円	
生け垣づくり奨励事業	・生垣の新設や、既設ブロック塀を生垣に替えようとする方 ・市内敷地内(道路に面している場所を含む隣接地との境)に配布後すぐに植栽できる方	みどりと水のまちづくり課
	1m当たり3本以内、生垣の長さおおむね5m以上で 20mを限度とし、申込み数量の苗木を交付	983-2642
合併処理浄化槽設置事業費補助金	・公共下水道予定処理区域(市長が特に認めるものを除く。)以外の地域において、合併処理浄化槽を新設(自己所有の合併処理浄化槽が設置された住宅に居住している世帯に属する全ての方が市内転居する場合を除く)、又は単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 ・住宅用であること	生活排水対策室
	(1)5人槽 33.2(41.4)万円、7人槽 41.4(51.6)万円、10人槽 54.8(68.4)万円 ※()内は単独浄化槽から設置替えの場合 (2)設置替えの流入管きよ及び放流管きよの工事費 上限 33 万円	983-2662
し尿浄化槽廃止に対する補助金	・市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること ・建物が個人(法人を除く)の所有で、事業用でない方	下水道課
	浄化槽1か所につき 5,000 円	983-2662
水洗便所改造資金等融資斡旋利子補給金	・下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 ・個人の住宅であること(法人は不可) ・連帯保証人がいる方 ・市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・印鑑登録証明を提出できる方	下水道課
	1か所につき 40 万円以内(1人 100 万円以内)	983-2662
公共下水道低地私設汚水ポンプ設置費補助金	・低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方 ・その建築物について最初に設置するもの ・下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること ・市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 ・建物の所有者又は占有者が法人以外であること	下水道課
	設置費用の 10/10 の額以内で 1,000 円未満切り捨て	983-2662
雨水浸透・貯留施設設置費補助金	・市内に居住の用に供する住宅を所有している方又はその占有者で、当該住宅に雨水浸透・貯留施設を設置する方 ※建設予定のものを含む ※占有者の場合は雨水浸透・貯留施設を設置することについて当該住宅の所有者の同意を得た方に限る	みどりと水のまちづくり課

	(1) 雨水浸透施設 ア雨水浸透施設A型(浸透トレンチ管型) 当該設置に係る工事に要する経費の額又は6万円のいずれか少ない額 イ雨水浸透施設B型 当該設置に係る工事に要する経費の額又は5万円のいずれか少ない額 (2) 雨水貯留施設 ア浄化槽転用型 当該設置に係る工事に要する経費の1/2以内の金額又は8万円のいずれか少ない額 イ簡易貯留型 当該設置に係る工事に要する経費の1/2以内の金額又は5万円のいずれか少ない額	983-2642
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	・令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に結婚し、市内に住民登録をしている夫婦で、婚姻日における年齢がいずれも39歳以下の方 ・夫婦の合計所得が500万円未満で、市税を滞納していない方 ・結婚を機に同居するための住宅を新たに購入やリフォーム、賃借している方	こども未来課
	新居の購入費、賃料、引越費用、リフォーム費用等の合計額 1世帯あたり30万円(婚姻日における夫婦の年齢がいずれも29歳以下の場合は60万円)を上限	983-2755
移住・子育てリフォーム事業(再掲)	次に掲げる者が発注するリフォーム工事 (1) 市外から移住してくる若い夫婦等 (2) 子育て世帯の世帯員 ※対象となる工事は、リフォームに要する費用が10万円以上のもの	三島住まい推進室
	補助率 2/10(限度額:20万円) ※中古住宅の取得に伴うリフォーム工事の場合は 補助率 2/10(限度額:30万円)を上記に上乗せ	983-2750
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	介護保険課
		983-2607
日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)	・市内に住所を有する在宅の下肢、体幹機能障害等を有する者であって障害等級3級以上の者又は視覚障害2級以上の者 ・対象用具は障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ・所得による給付制限あり ・事前に申請が必要	障がい福祉課
	住宅改修費用の9割を補助(限度額 50万円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	983-2612

日常生活用具給付等事業(火災警報器)	・市内に住所を有する在宅の療育手帳A又は身体障害者手帳2級以上を所持していて、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者がいる世帯 ・対象用具は室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ・所得による給付制限あり ・購入前に申請が必要	障がい福祉課
	購入費用の9割を補助(限度額1万 5500 円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	983-2612
日常生活用具給付等事業(自動消火器)	・市内に住所を有する在宅の療育手帳A又は身体障害者手帳2級以上の所持者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、またはそれに準じる世帯 ・対象用具は室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの ・所得による給付制限あり ・購入前に申請が必要	障がい福祉課
	購入費用の9割を補助(限度額2万 8700 円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	983-2612
日常生活用具給付等事業(聴覚障害者用屋内信号装置)	・市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳聴覚障害2級以上の所持者で、日常生活上必要と認められる世帯 ・所得による給付制限あり ・対象用具は音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ・購入前に申請が必要	障がい福祉課
	購入費用の9割を補助(限度額8万 7400 円) ※課税状況によって補助の更なる拡大	983-2612
家具転倒防止事業	市内に居住する世帯で次の(1)～(4)いずれかに該当する世帯 (1) 高齢者世帯 ア 満 65 歳以上の者(年度内に満 65 歳に達する者を含む。以下同じ。)のみで構成されている世帯 イ 満 65 歳以上の者及び満 18 歳未満の者(年度内に満 18 歳に達する者を含む。以下同じ。)のみで構成されている世帯 (2) 世帯の構成員に次のアからキのいずれかに該当する者を含む世帯 ア 肢体障害1、2級 イ 視覚障害1、2級 ウ 肢体及び視覚の2以上の障害の複合により総合的に1、2級 エ 療育手帳の交付を受けている者 オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 カ 介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている者 キ 難病医療費助成制度の支給認定を受けている者 (3) ひとり親世帯のうち満 18 歳未満の者を扶養している世帯 (4) 上記(1)～(3)の条件を重複して構成されている世帯	危機管理課
	タンス、棚、テレビ、冷蔵庫等の重い家具及び家電製品5品までの固定費用を市が負担 ※ピアノ等の固定に特種な器具を必要とするものを除く ※取付け器具の費用は申請者負担	983-2751

⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	福祉総務課 983-2613
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅	住宅政策課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	983-2644
既存建築物耐震診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物(木造住宅を除く)	住宅政策課
	耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円)	983-2644
	補助金については事前にご相談ください。	
木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事	住宅政策課
	100 万円/戸以内 ※65 歳以上の高齢者等のみの世帯又は障害者などとの同居世帯については 120 万円/戸以内	983-2644
木造住宅除却助成事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅のうち耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断されたもので、地震に対して安全な構造とする旨の通知を受けているもの(ただし令和 7 年度以降のわが家の専門家診断事業における耐震診断の結果は使用できない。)	住宅政策課
	除却に要する費用(限度額 30 万円)	983-2644
ブロック塀等耐震改修促進事業	市内のブロック塀等を除却及び建替する方で、除却については市内全域、建替については一部地域を対象とする	住宅政策課
	(1) 除却 ア避難路・避難地・通学路沿いの場合 除却費と、除却するブロック塀等の長さに1m当たり2万円をかけた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内 イ上記以外の道路の場合 除却費と、除却するブロック塀等の長さに1m当たり9,000 円をかけた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額:18 万円) (2) 建替 建替費と、建替するブロック塀などの長さに1m当たり 5 万 8,400 円をかけた額を比較して少ない額の 2/3 以内	983-2644
耐震シェルター及び防災ベッド整備事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の 1 階部分へ設置するものあって、専ら居住の用に供しているもの。また、三島市木造住宅耐震補強助成事業を実施していない住宅	住宅政策課
	(1) 耐震シェルター 設置に要する経費(購入、運搬、設置及び設置に係る床下工事(補強工事)に要する経費)の 3 分の 2 以内の額とし、20 万円を限度とする。 (2) 防災ベッド 設置に要する経費(購入、運搬及び設置に要する経費)の 3 分の 2 以内の額とし、20 万円を限度とする。	983-2644

民間建築物吹付け アスベスト含有調査 者派遣事業	吹付けアスベスト・吹付けロックウールが施工されている建築物	住宅政策課
	建築物石綿含有建材調査者を無料で派遣して含有調査を実施	983-2644
民間建築物吹付け アスベスト除去等事 業	吹付けアスベスト等の除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策 工事	住宅政策課
	吹付けアスベスト除去等工事にかかる事業費の 2/3 (限度額:120 万円/敷地)	983-2644
	補助金については事前にご相談ください。	
建築物の耐震改修 事業	・昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された建築物 ・災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者 に危険が及ぶ恐れのある建築物 ・敷地面積が 500 m²以上 ・床面積 1,000 m²以上(幼稚園等は 500 m²以上)で原則として地 上3階以上の耐火又は準耐火建築物 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受け たもの	住宅政策課
	耐震改修に要する経費(免震工法8万 3,800 円/m ² 上限、その 他工法5万 1,200 円/m ² 上限)の 23%の 2/3 以内(限度額 1,500 万円/棟)	983-2644
	補助金については事前にご相談ください。	
建築物の耐震改修 事業	・昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された建築物 ・緊急輸送道路・避難路沿いに存し、道路閉塞の恐れがある建 築物 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受け たもの	住宅政策課
	耐震改修に要する経費(免震工法8万 3,800 円/m ² 上限、その 他工法5万 1,200 円/m ² 上限)の 23%の 2/3 以内(限度額 1,500 万円/棟)	983-2644
	補助額については事前にご相談ください。	
がけ地近接等危険 住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内 に建っている住宅 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限してい る区域内に建っている住宅で、昭和 29 年3月 31 日以前に 建てられたもの (3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住 宅 (4) 上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災 害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧 告を受けた住宅	住宅政策課
	補助金については事前にご相談ください。	983-2644

感震ブレイカー設置事業費補助金	・自ら所有し、又は居住する三島市内の住宅に感震ブレイカーを設置する者※賃貸住宅にあっては、当該住宅の居住者に限る。 ・三島市内に新築する一戸建ての住宅に設置する者	危機管理課
	(1)感震ブレイカーの購入及び設置工事に要する経費の 2/3 以内(限度額2万 5000 円) (2)新築する住宅に設置する場合 1万円	983-2751
⑨被災者支援		
被災者生活再建支援制度	(P19 参照)被災者生活再建支援制度と同じ	福祉総務課
		983-2610
被災者自立生活再建支援事業	(P20 参照)被災者自立生活再建支援事業と同じ	福祉総務課
		983-2610

富士宮市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0544)
①新築・購入		
富士ヒノキの家・宮クーポン事業	木材総使用量の20%以上の富士ヒノキを使用した新築住宅を対象に、宮クーポンを交付する	農業政策課
	一般世帯/25万円、子育て世帯/30万円、三世代同居世帯/35万円分の宮クーポンを交付 更に森林認証材を使用した場合はそれぞれに5万円分を加算	22-1153
②リフォーム		
住宅リフォーム(一般・子育て・三世代同居)宮クーポン事業	市内に住宅を所有かつ現に居住しており、30万円以上(税込み)の住宅リフォーム工事(施行は市内事業者のみ)をされた方	商工振興課
	一般 : 住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)の場合。10万円分の宮クーポンを交付 子育て : 住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)、かつ未就学児童がいる世帯または妊婦がいる世帯の場合。15万円分の宮クーポンを交付 三世代同居 : 住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)、かつ三世代が新たに同居するためのリフォームの場合。20万円分の宮クーポンを交付	22-1295
③空き家、移住・定住		
移住定住奨励金	居住を目的に住宅を取得(新築又は購入)又は移住定住推進団体を介して空家住宅(一戸建てに限る)を賃借し、夫婦のいずれかが40歳以下(申請時)で世帯員全員が静岡県外(転入日の前日まで1年以上静岡県外に居住していた)から富士宮市に転入した若者世帯 ※詳細な補助要件はお問い合わせください。	企画戦略課
	【住宅を取得した場合】 首都圏からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 160万円 夫婦のいずれかが34歳以下の場合 120万円 夫婦のいずれかが40歳以下の場合 100万円 県外からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 80万円 夫婦のいずれかが34歳以下の場合 50万円 夫婦のいずれかが40歳以下の場合 40万円 【移住定住推進団体を介して空家住宅を賃借した場合】 首都圏からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 110万円 夫婦のいずれかが34歳以下の場合 70万円 夫婦のいずれかが40歳以下の場合 50万円	22-1215

	県外からの移住 夫婦のいずれかが 29 歳以下の場合 60 万円 夫婦のいずれかが 34 歳以下の場合 30 万円 夫婦のいずれかが 40 歳以下の場合 20 万円 + <加算額> ・子ども(中学生以下)1人につき 10 万円(上限 30 万円) ・移住定住推進団体を介して移住した場合 10 万円 ※首都圏・・・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県	
移住者首都圏通勤 支援助成金	「移住定住奨励金」対象者の内、年齢に限らず、首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県)からの移住世帯で、東海道新幹線「新富士駅」から首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県)に通勤し、同駅周辺の駐車場を月極で賃借している方 ※詳細な補助要件はお問い合わせください。	企画戦略課
	年度内に支払う駐車場使用料の額(上限 10 万円)	22-1215
空家等除却工事費 補助金	・空家等、特定空家等又は不良空家の除却工事を行う方 ・空家等は、除却後の跡地を地域活性化のために利用するもの	建築住宅課
	除去工事費と基準額を比較し、少ない額の 4/5(限度額 50 万円)	22-1163
空家改修工事費補 助金	市外からの移住者で、市内の空家を購入または賃貸し、10 年以上継続して居住することを確約できる方に対して、その空家の改修に要する費用の一部に補助します。	建築住宅課
	補助対象改修工事費の2/3(限度額 100 万円)	22-1163
④設備の充実		
ゼロカーボン推進設 備等導入費補助事 業	富士宮市に居住する住宅又は居住を予定する住宅にゼロカーボン推進設備等を導入する場合に、導入費の一部を補助します。	環境未来課
	・住宅用太陽光発電システム:1kw当たり2万円(上限 19 万 9000 円) ・家庭用燃料電池(エネファーム):上限額 10 万円 ・定置用リチウムイオン蓄電池:上限額 10 万円 ・ビークル・トゥ・ホーム・システム:上限額5万円 ・クリーンエネルギー自動車:上限額5万円 ・HEMS:上限額1万円 ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):上限額 30 万円 受付期間:令和8年4月1日～令和9年1月 29 日 (ただし、予算額に達し次第終了) ※その他詳細については、市 HP にてご確認ください。	22-1131
浄化槽設置整備事 業	・市内の公共下水道認可区域以外または上長貫農業集落排水処理施設の処理区域以外の区域、若しくは公共下水道認可区域であって一定期間下水道の整備が見込まれない区域(詳細は下水道課にて)において、生活の本拠とする住宅の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を合併処理浄化槽(住宅に係る処理対象人員 10 人槽以下のものに限る。)に転換する者	下水道課
	単独処理浄化槽からの設置替え(建築確認を伴わないもの)の場合(限度額) 5 人槽 108 万円、6 人槽～7 人槽 117 万 5000 円	22-1173

	8人槽～10人槽 139万6000円 くみ取り便槽からの設置替え(建築確認を伴わないもの)の場合(限度額) 5人槽 105万円、6人槽～7人槽 114万5000円 8人槽～10人槽 136万6000円	
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	利用の条件 ①申請の日の属する年度の前年度の1月1日以後に婚姻届を受理された、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の前年の所得の合計額が500万円未満の世帯。 ②夫婦がいずれも補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること。 ③夫婦が他の同種の補助を受けていないこと。 ※その他、申請にあたっては諸条件があります。 補助対象 婚姻に伴う住宅取得費用または住宅改修費用、住宅賃借費用、引越費用。 (新規の住宅購入費、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕・増築・改築等の費用のうち工事業者に支払った費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越業者又は運送業者に支払った費用)	企画戦略課
	補助額等 ①婚姻日における年齢がいずれも満34歳以下の世帯：上限60万円 ②上記以外の世帯：上限30万円	22-1215
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	高齢介護支援課 22-1141
日常生活用具給付等事業	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた肢体不自由障がいの等級が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢2級以上の方)、視覚障がい2級以上の方又は同程度の障がいを有する難病患者等	障がい療育支援課
	用具の購入費及び改修工事費(限度額 20万円)	22-1145
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	福祉総合相談課 22-1561
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照) わが家の専門家診断事業と同じ	建築住宅課 22-1229
非木造住宅及び建築物の耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築(着工)された非木造住宅及び住宅以外の建築物の所有者が行う耐震診断	建築住宅課
	1棟ごとに、事業に要する経費と市が定める基準額とを比較し、いずれか少ない額の2/3以内(限度額240万円)	22-1229
木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	(P17 参照) 木造住宅の耐震改修事業と同じ	建築住宅課
		22-1229

木造住宅の建替え・除却事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断結果の耐震評点が 1.0 未満のもの又は建築士・静岡県耐震診断補強相談士が倒壊の危険性があると判断したものの建替工事又は除却工事	建築住宅課
	1戸ごとに事業に要する経費の 23/100(限度額 30 万円) (経費は既存住宅の除却に要する費用のみを対象とする)	22-1229
ブロック塀等の安全確保事業	【除却事業】 避難路又は避難地沿い ブロック塀等の除却に要する経費と、塀等の長さ1mにつき2万円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 26 万 6000 円) 上記以外の道路等 ブロック塀等の除却に要する経費と、塀等の長さ1mにつき 9200 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 20 万円) 【建替え事業(除却+設置)】 避難路又は避難地沿い ○除却 ブロック塀等の撤去に要する経費と、塀等の長さ1mにつき 2万円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 26 万 6000 円) ○フェンス等設置 フェンス等の設置に要する経費と、フェンス等の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 33 万 3000 円) ○生垣設置 生垣の設置に要する経費と、生垣の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 33 万 3000 円)	建築住宅課
		22-1229
耐震シェルター整備事業	(P18 参照) 耐震シェルター整備事業・防災ベッド整備事業と同じ	建築住宅課
防災ベッド整備事業		22-1229
民間建築物吹付けアスベスト対策事業	(1)含有調査 施工されている吹付け建材について行うアスベストの含有の有無に係る調査 (2)除去等 建築物の吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又は吹付けアスベストが施工されている建築物の除去	建築住宅課
	(1)含有調査 アスベスト含有調査にかかる事業費の 10/10 以内(限度額 25 万円/棟) (2)除去等 アスベスト除去等にかかる事業費の 2/3 以内(限度額 60 万円/敷地)	22-1229

がけ地近接危険住宅移転事業	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告を行ったもの (1) 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 (3) 土砂災害防止法第 9 条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	建築住宅課
	建物除去費補助 97 万 5000 円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465 万円(") 土地取得費補助 206 万円(")	22-1229
感震ブレーカー設置事業	補助の対象となる者は、市内に住宅を所有し、又は居住している個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、賃貸住宅にあつては、当該住宅の居住者に限る。 (1) 分電盤タイプ(内蔵型)を既存の分電盤に替えて設置しようとする者 (2) 分電盤タイプ(後付型)を既存の分電盤に設置しようとする者	危機管理局
	感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費の 2/3 以内(限度額2万 5000 円) ※その他詳細については、市 HP にてご確認ください。	22-1319

伊東市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0557)
① 新築・購入		
木造住宅建替助成事業	・現在居住する住宅(昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築したもの)を解体し、同一敷地等に木造軸組住宅を新築し、その住宅に居住すること ・新築工事額(解体を除いた工事額)が、500 万円以上(消費税抜)で、助成対象工事として決定を受けた後、指定期限内に完了する工事 ・助成の対象となる新築住宅の所有者で市税等完納者 ・施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人及び本市に納税申告している個人事業者で、3年以上の営業実績をもち、市税等を完納している業者	産業課
	工事額(消費税抜)が、500 万円以上 700 万円未満の場合は、工事費(消費税抜)の 10%、700 万円以上の場合は、70 万円を助成	32-1734
② リフォーム		
住宅リフォーム振興助成金	・伊東市民で、現に市内に居住している方 ・リフォームする住宅の所有者の方で市税等完納者 ・対象となる工事は、リフォーム工事費が 10 万円以上(消費税抜)で助成対象工事として認定を受けた後に着工し、指定期限内に完了する工事 ・施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人及び本市に納税申告している個人事業者で、市税等を完納している業者	産業課
	工事費(消費税抜)が、10 万円以上 100 万円未満の場合は、工事費(消費税抜)の 10%、100 万円以上の場合は、10 万円を助成	32-1734
③ 空き家、移住・定住		
移住定住促進住宅改修支援事業補助金	(補助対象者) ・転入した日の前日まで5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録されていない方 ・令和6年4月1日以降に本市の住民基本台帳に記録された移住者のうち、移住後1年未満の方(第10条に規定する完了報告書提出時までに本市の住民基本台帳に記録された者を含む。) ・伊東市暴力団排除条例(平成24年伊東市条例第19号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではない方 ・移住する直前に住所を有していた市区町村において、直近の1年度に市区町村税を滞納していない方 (補助対象事業等) ・自己の居住のために市内の住宅を取得し、改修等を行うものであること。(補助金の交付は、1戸に対して1回を限度。)	企画課

	・住宅の改修に要する経費のうち、水道、ガス、電気設備、台所、トイレ、風呂、内装、外装、屋根の改修費、改築、増築及び減築等の工事又は修繕に要する経費等の総額が100万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)であること。 ・居住の用に供する箇所の改修であること。 ・国、県その他地方公共団体等から本事業に類する補助その他の助成を受けていないものであること。	
	補助金額 15 万円	32-1062
④設備の充実		
家庭用新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援事業補助金	住宅に新エネルギー若しくは省エネルギー機器を設置又は自家用電気自動車を新規購入する方、補助対象機器が設置されている建て売り住宅を購入する方 太陽光発電システム(4万円) 家庭用燃料電池システム(エネファーム)(4万円) リチウムイオン蓄電池システム(5万円) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)(1万円) H2V 充放電設備(5万円) 電気自動車(5万円)	環境課 32-1374
浄化槽設置費補助金	市の住民基本台帳に記載されており、規定する区域で単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切替設置する方 ※ただし、利用される方の状況により補助の対象とならない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。	下水道課
	浄化槽設置工事 5人槽:25 万円～41 万 4000 円 6～7人槽:30 万円～51 万 6000 円 8～10 人槽:40 万円～68 万 4000 円 宅内配管工事 10 万円	32-1821
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照)介護保険の住宅改修と同じ	高齢者福祉課
	原則として対象経費の9/10(限度額 18 万円)を支給 ただし、一定以上の所得のある人は対象経費の8/10(限度額 16 万円)、特に所得が高い人は対象経費の7/10(限度額 14 万円)	32-1563
日常生活用具給付事業	(P16 参照)日常生活用具給付等事業と同じ	社会福祉課 32-1532
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	福祉事務所 32-1536
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照)わが家の専門家診断事業と同じ	建築住宅課 32-1763
既存建築物耐震性向上事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築及び工事中であった木造住宅以外の既存建築物の所有者等が行う耐震診断 1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額 200 万円)	建築住宅課 32-1763
木造住宅耐震改修助成事業(補強工事)	(P17 参照)木造住宅の耐震改修事業と同じ 1棟ごとに、当該事業に要する補強工事費(補強計画作成費を除く。)と 115 万円を比較し、いずれか少ない額	建築住宅課 32-1763

木造住宅耐震改修 助成事業 (除却補強工事)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築及び工事中であった既存木造住宅で、評点が 1.0 未満のものの除却工事	建築住宅課
	除却工事費の 23%と 97 万 8000 円を比較し、いずれか少ない額	32-1763
ブロック塀等除去改 良事業	(P18 参照)ブロック塀等の安全確保事業と同じ	建築住宅課
	(除却工事) 工事費と塀の長さ1mにつき1万 9980 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額 13 万 3000 円) (改良工事) 工事費と塀の長さ1mにつき5万 8380 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額 19 万 4000 円)	32-1763
がけ地近接危険住 宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域に建っている住宅 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年 3 月 31 日以前に建てられたもの (3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4) 上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅	建築住宅課
	建物除去費補助 97 万 5000 円(除去費用の一部補助) 敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子の一部補助) 建物建設費補助 465 万円(") 土地取得費補助 206 万円(")	32-1763
耐震シェルター設 置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったもの	建築住宅課
	補助対象経費の2/3以内とし、1 棟あたり 40 万円を限度とする 65 歳以上の方のみの世帯は、1 棟あたり 50 万円を限度とする	32-1763
防災ベッド設置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったもの	建築住宅課
	補助対象経費の2/3以内とし、1 棟あたり 40 万円を限度とする 65 歳以上の方のみの世帯は、1 棟あたり 50 万円を限度とする	32-1763
感震ブレーカー設 置費補助金	・所有する市内の建物に感震ブレーカーを設置しようとする者 ・使用する市内の建物に、当該建物の所有者の承諾を得て、感震ブレーカーを設置しようとする者 ・市内に建物を新築し、当該建物に感震ブレーカーを設置しようとする者 ※補助対象となる感震ブレーカーは、一般社団法人日本配信システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格で定める構造及び機能を有するもの	危機対策課
	(1) 既存建物への設置の場合:設置に要する費用(機器代金含む)の2/3(上限 5 万円、千円未満切り捨て) (2) 建物を新築し、設置する場合:1万円	32-1362

富士市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0545)
①新築・購入		
富士地域材使用住宅 取得費補助金	・自ら居住するために、富士市内で「富士地域材」を使用した木造住宅を取得(新築、増築、建売住宅の購入)すること。 ・富士市内に事業所を有する建築士、大工、工務店などによって建築されたものであること。 ・住居部分の延べ床面積が、60㎡以上であること。(増築の場合は、増築部分が60㎡以上であること。)	富士市地域材 利用推進 協議会 35-5339 林政課 55-2783
	補助額 富士地域材の使用量により異なる 4㎡以上 6㎡未満 20万円 6㎡以上 16㎡未満 30万円 16㎡以上 50万円	
②リフォーム		
富士地域材使用住宅 取得費補助金	・自ら居住するために、富士市内で仕上げ材として「富士地域材」を10㎡以上使用したリフォームを行うこと。 ・富士市内に事業所を有する建築士、大工、工務店などによって施工されたものであること。	富士市地域材 利用推進 協議会 35-5339 林政課 55-2783
	補助額 富士地域材の使用面積が1㎡あたり3,500円 (上限14万円)	
③空き家、移住・定住		
空き家リフォーム支援 補助金交付制度	・富士市空き家バンクに登録されている空き家の賃貸人、賃借人、売却者、購入者であること。 ・水道・ガス・電気設備の改修工事、台所・トイレ・風呂の改修工事、内装・外装・屋根の改修工事のいずれかを行うこと。	住宅政策課
	(1)基本額 工事費等の1/2 上限80万円 (2)加算額(市外から転入の者)20万円、(仲介手数料)5万円 補助金額は(1)+(2)(上限100万円)	55-2814
空き家利活用支援補 助金交付制度	・空き家を住宅以外に利活用するための改修工事等であること。(地域の活性化を目的とした以下のいずれかの施設) (1)地域活性化施設(地域交流、子育て・健康福祉支援、文化交流等) (2)地域活性化提案施設 上記以外で市が認めたもの ・概ね1年以上空き家である一戸建て住宅であること。 ・工事完了後、5年間事業を継続すること。	住宅政策課
	工事費の2/3((2)の場合は1/2) 上限100万円	55-2814
テレワーク移住アシス ト(富士市先導的テレ ワーク移住者支援補 助金)	テレワークの実施を機に県外から富士市へ転入した被雇用 人又は個人事業主・法人経営者の方(令和8年3月31日まで に転入した方)	移住定住 推進室
	住宅取得費、住宅賃借費(2か月分)、引越費用、通勤費用 (2か月分)など 上限50万円	55-2930

④設備の充実		
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金 (自己所有による太陽光発電設備の導入)	市内住宅において自己所有の太陽光発電システムを導入すること。なお、法定耐用年数を経過するまでの間は、温室効果ガス排出削減効果をJ-クレジット制度へ登録しないこと。	環境総務課
	導入容量 1kW あたり4万円(上限 20 万円)。子育て世帯又は若者世帯の場合、導入容量1kW あたり1万円の加算(上限5万円)。	55-2901
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(蓄エネルギー設備の導入)	市内住宅において、太陽光発電の電力を活用するために、家庭用蓄電池または V2H 対応型充電設備を導入すること。	環境総務課
	5万円。子育て世帯又は若者世帯の場合、1万円加算。	55-2901
緑のいえなみ整備事業補助金制度	市内にお住まいの方または、市内に事業所・店舗等をお持ちの方で道路と敷地の境界部(5m以内、駐車スペースの奥側に関しては、6m以内)に道路と並行して3m 以上の「生け垣」や、「シンボルツリーと低木」を新たに植える場合	みどりの課
	植樹に要した経費、又は別に定める標準工事費のいずれか低い額の3分の2(千円未満切捨て) 上限 10 万円	55-2793
雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度	・市内の敷地面積が 1,000 m ² 未満の住宅(併用住宅及び共同住宅を含む)に雨水浸透・貯留施設を設置する方 ・雨水浸透施設の設置対象区域は、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び法面の安定性を損なうおそれのある区域を除く。また、雨水の浸透効果が見込める場所であること	河川課
	雨水浸透施設の内、A型は1基につき、限度額 10 万円 B型は1基につき、限度額 5 万円 (建築面積に応じて補助金対象基数に制限有り。) 雨水貯留施設は、住宅1棟につき1基。容量 200 リットル以上のものとする。限度額3万円	55-2834
浄化槽設置費補助金制度	公共下水道予定処理区域外及び公共下水道予定処理区域内において、市長が必要と認める区域に自ら居住する個人の住宅へ浄化槽を設置する方	生活排水対策課
	5人槽 33.2 万円～、7人槽 41.4 万円～、10 人槽 54.8 万円～ (建築行為を伴わず、単独浄化槽又はくみ取り便槽から設置換えする場合は、補助金額の上乗せ有り。)	67-2850
⑤新婚・子育て		
多世代同居・近居支援奨励金	多世代で新たに同居・近居するための住宅取得またはリフォーム工事をする者。(下記の(1)、(2)のいずれも満たす者) (1)次のア～ウのいずれかの組み合わせを新たに満たすように同居・近居すること。 ア「小学生以下の子を養育する者」と「その親」 イ「65 歳以上の者」と「その子」 ウ「65 歳以上の者」と「その孫」 (2)奨励金受領後、多世代同居・近居の状態を 10 年以上継続すること。	住宅政策課
	住宅の取得または改修に係る経費の2分の1(上限 30 万円)	55-2814
「はぐくむ FUJI」結婚新生活支援補助金	・申請日の属する年度の前年度の1月1日以後に結婚又はパートナーシップ宣誓し、婚姻日又はパートナーシップ宣誓制度の宣誓日における夫婦等のいずれかの年齢が 39 歳以下の世帯。前年度の所得制限なし(富士市独自の拡充) ・夫婦等がいずれも補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること など	福祉総務課

	申請日の属する年度の4月1日から申請日までに結婚等を機に支払った住宅取得費用、住宅改修費用、住宅賃借費用、引越し費用 (1)夫婦等の年齢がともに 29 歳以下の世帯 上限 60 万円 (2)市外から転入した方が婚姻等をした世帯 上限 50 万円 ※どちらか一方の転入でも可 (3)市内に居住する方同士で婚姻等をした世帯 上限 35 万円 (4)夫婦等のいずれかの年齢が 39 歳以下の世帯 上限 20 万円	55-2757
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照)介護保険の住宅改修と同じ	介護保険課 55-2766
日常生活用具給付等事業	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の者)又は視覚障害者2級以上の者。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある者。(医師が必要と認めた者を対象とする。) ・障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、新築または増築工事は除く。	障害福祉課
	(1)市民税課税世帯:工事費用の9割(基準額 20 万円) (2)市民税非課税世帯、生活保護受給世帯:工事費用の全額(基準額 20 万円)	55-2911
多世代同居・近居支援奨励金(再掲)	多世代で新たに同居・近居するための住宅取得またはリフォーム工事をする者。(下記の(1)、(2)のいずれも満たす者) (1)次のア～ウのいずれかの組み合わせを新たに満たすように同居・近居すること。 ア「小学生以下の子を養育する者」と「その親」 イ「65 歳以上の者」と「その子」 ウ「65 歳以上の者」と「その孫」 (2)奨励金受領後、多世代同居・近居の状態を 10 年以上継続すること。	住宅政策課
	住宅の取得または改修に係る経費の2分の1(上限 30 万円)	55-2814
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	富士市ユニバーサル就労支援センター 64-6969
⑧災害対策		
木造住宅耐震補強事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅で、耐震診断の結果耐震評価点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とする補強工事(ただし耐震評価点を 0.3 以上上げるものに限る)	建築土地対策課
	補強計画一体型(補強計画+補強工事) ※対象経費の8割以内かつ限度額 100 万円	55-2791

耐震シェルター及び 防災ベッド設置事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅及び同日に おいて工事中であった木造住宅	建築土地 対策課
	耐震シェルター、防災ベッドを設置する事業 (1)一般世帯 限度額 40 万円(費用の 2/3 以内) (2)高齢者世帯等 限度額 50 万円(費用の 5/6 以内)	55－2791
ブロック塀等耐震改修 促進事業	・撤去事業① 通学路・避難路等沿いの高さが 60 cmを超える ブロック塀等の撤去 ・撤去事業② 上記以外の道路沿いの高さが 60 cmを超える ブロック塀等の撤去 ・改善事業③ 通学路・避難路等沿いのブロック塀等の改善	建築土地 対策課
	(1)撤去事業① 工事費と塀の長さ1mにつき2万円を乗じて 得た額とで少ない額の 2/3 以内(限度額 26.6 万円/敷地) (2)撤去事業② 工事費と塀の長さ1mにつき 9,200 円を乗じ て得た額とで少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万円/敷地) (3)改善事業③ 工事費と塀の長さ1mにつき3万 8,400 円を 乗じて得た額とで少ない額の 2/3 以内(限 度額 33.3 万円/敷地)	55－2791
民間建築物吹付けア スベスト対策事業	(1)含有調査 施工されている吹付け建材について、アスベ スト含有の恐れがあるものの含有調査 (2)除去等工事 吹付けアスベスト除去・囲い込み・封じ込め 等の飛散対策工事	建築土地 対策課
	(1)含有調査に要する費用の全額を補助 (限度額は 25 万円/棟) (2)アスベスト除去等工事にかかる事業費の 2/3 (限度額:60 万円/敷地)	55－2791
既存建築物耐震性向 上事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物又は同日にお いて工事中であった建築物の補強計画・耐震診断(木造住 宅以外)	建築土地 対策課
	1棟ごとに、当該事業に要する経費と別に定める基準額とを 比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(診断は上限 300 万 円)	55－2791
がけ地近接危険住宅 移転事業	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの 区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等によ り安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの。 (1)静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定し た災害危険区域 (2)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限し ている区域 (3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害 特別警戒区域	建築土地 対策課
	建物除去費補助 97 万5千円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60 万8千円(借入金利子に対する一部補 助) 建物建設費補助 465 万円 (〃) 土地取得費補助 206 万円 (〃)	55－2791

家具固定推進事業	・事業の対象世帯は、市内に住所を有し、自ら固定作業をすることが困難な世帯であり、以下のいずれかに該当する世帯とする。 (1)満 65 歳以上の方のみで構成された世帯 (2)以下の障害等のある方を含む世帯 - 身体障害者手帳1、2級(内部障害について腎臓機能障害と呼吸機能障害の方のみ対象)の交付を受けている方 ・療育手帳の交付を受けている方 ・介護保険法による要介護3,4,5に認定されている方	防災 危機管理課
	1世帯4点まで たんす、食器棚、冷蔵庫、テレビ等の大型家具や電化製品 ※固定器具の取付け手数料は無料、固定器具代は自己負担	55－2715
浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子補給制度	・市内に住所を有する方で住宅(マンションは除く)の浸水を防止するための住宅改良を行う方 ・災害救助法の適用を受けた災害、又は市長が認定した災害で住宅が滅失又は住宅に半壊、半焼その他これらに相当する程度以上の被害があると市長が認めた損害を受けた住宅の建設、購入、修繕を行う方、及び災害により損害を受けた住宅の修繕を行う方(経費 10 万円未満は除く。)	住宅政策課
	(1)浸水住宅改良:金融機関が定める利率で5年以内利子補給 (2)建設、購入、修繕:融資実行日から5年間は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利以内、6年目から 10 年目以内はその 1/2 以内の利子補給	55－2814
⑨被災者支援		
浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利子補給制度(再掲)	上記と同じ	住宅政策課
		55－2814

御殿場市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0550)
③空き家、移住・定住		
空き家活用改修等 補助事業	市の空き家バンクに登録されている空き家を購入した、移住者 (本市に1年以上住んでおらず、購入した空き家に5年以上居 住する者)又は持ち家の無い者(居宅、共同住宅等を所有して いない者)が行う空き家に係る工事	建築住宅課
	(1) 移住者※ 空き家の改修及び改築等のための除却に係る工事 最大 50 万円 (2) 持ち家の無い者 空き家の改修に係る工事 最大 50 万円 ※中学生未満の子がいる他市からの移住世帯は 30 万円の 上乗せあり	82-4229
不良住宅除却 補助事業	構造又は設備が著しく不良であるため、居住することが不相当 と判定された居宅の除却に係る工事	建築住宅課
	最大 30 万円	82-4229
④設備の充実		
家庭用地域脱炭素 移行促進設備等導 入支援事業補助金	市内の既存住宅に補助対象機器を設置し、当該住宅に自ら居 住する方	環境課
	(1)太陽光発電システム(10kW 未満)5万円 (2)リチウムイオン蓄電池システム 5万円 ※対象設備の導入条件を満たすと補助金とは別にデジタル地 域通貨が付与されます。	83-1603
生け垣設置奨励金	・住宅地の道路に面した箇所を設置するもので、3m以上道路 に面して生垣をつくる方 ・樹木は植栽後の高さが 90cm 以上あり、延長1m当たり2本以 上植え込み、支柱に結束すること ・玉物及び低木類を使用した場合には、植栽後の高さが 40 cm 以上であり、1m当たり2本以上2列に植え込むこと ・高さが 50cm 以上のブロック塀等との併設でないこと ・道路後退線又は道路予定線から住居地側に設置すること ・道路拡幅等により、生垣補償されていないこと等 ※事前着工した場合は、対象になりません ※現場によっては、申請後に対象外になる場合があります 条件に該当するか不明な場合は事前にご相談ください	公園緑地課
	延長1m当たり 3,000 円(限度額6万円)	82-4226

浄化槽設置事業補助金	原則として、公共下水道事業認可区域以外及び公設浄化槽整備事業特定地域以外の地域において、専用住宅に合併処理浄化槽を新設、又は建築確認を伴わない汲み取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 ※御殿場市浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、対象外になる場合があります	下水道課
	5人槽9(33)万円、7人槽 10.8(41.4)万円、10人槽 13.2(54.6)万円0内は汲み取り便槽、又は単独浄化槽から設置替えの場合	82-4223
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	長寿福祉課
		82-4134
日常生活用具給付等事業(住宅改修費)	・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級3級以上の者(ただし特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の者)又は視覚障害2級以上の者。難病患者等にあたっては、下肢又は体幹機能に障害がある者。 ・障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	社会福祉課
	用具の購入費及び改修工事費(限度額 20 万円)	82-4238
身体障害者等住宅改造費助成事業	・市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方 ・前年度分の世帯の生計中心者の合計所得金額が 234 万円を超えない世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けた下肢機能障害者、体幹機能障害者又は視覚障害者で、障害程度が1から5級の方	社会福祉課
	限度額:生活保護受給者又は生計中心者の市民税非課税(1・2級は 30 万円、3～5級:20 万円)生計中心者の市民税課税(1・2級は 27 万円、3～5級は 18 万円)	82-4238
家庭内家具等転倒防止推進事業	・市内に住所を有し、住民登録のある世帯 (1)テレビ、冷蔵庫、タンス、本棚、食器棚等で転倒することにより生命の危険又は身体に障害を及ぼす可能性のある家具5台まで固定 (2)申請者負担額	危機管理課
	1台固定 2,100 円(高齢者世帯等 630 円) 2台固定 2,400 円(高齢者世帯等 720 円) 3台固定 2,700 円(高齢者世帯等 810 円) 4台固定 3,000 円(高齢者世帯等 900 円) 5台固定 3,300 円(高齢者世帯等 990 円) ※高齢者世帯等とは、高齢者世帯(65 歳以上の人のみで構成する世帯か、又はこれに 18 歳未満の者が同居する世帯)、障害者1・2級(同居)世帯、介護保険要介護3以上(同居)世帯、母子(父子)世帯をいう。	82-4370
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	社会福祉課
		82-4239

⑧災害対策		
わが家の専門家 診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅及び同日において工事中であった既存木造住宅	建築住宅課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	82-4224
木造住宅耐震補強 助成事業 (補強計画一体型)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満のもので、補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行い、補強後の評点が 1.0 以上となる工事(ただし評点が 0.3 以上上がるものに限る)	建築住宅課
	1棟ごとに工事に要する経費の 8/10 と 115 万円とを比較していずれか少ない額	82-4224
ブロック塀等 耐震改修促進事業	緊急避難路、避難路、通学路、避難地に面するブロック塀等の除却又は建替え ※道路の地盤面からの高さが 60cm を超える危険なブロック塀等が対象(私道に面するブロック塀等は対象外)	建築住宅課
	(1)除却事業 1敷地ごとに、当該事業に要する経費(既存ブロック塀の除却)と基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内の額とし、26 万 6,000 円を限度とする。 (基準額:ブロック塀等の長さ1mにつき2万円) (2)建替え事業 1敷地ごとに、当該事業に要する経費(既存ブロック塀の除却から新設のフェンスの設置まで)と基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内の額とし、43 万 2,000 円を限度とする。 (基準額:ブロック塀等の長さ1mにつき5万 8,400 円)	82-4224
建築物等耐震診断 事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存建築物及び同日において工事中であった既存建築物(既存木造住宅を除く)	建築住宅課
	1棟ごとに、耐震診断に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内の額	82-4224
木造住宅除却助成 事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点 1.0 未満のものを、建替えをするために除却工事を実施する場合	建築住宅課
	1棟ごとに、除却工事を行うために要する経費の 23%以内の額とし、30 万円を限度とする	82-4224
防災ベッド・ 耐震シェルター 設置助成事業	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったもの ・木造の既存住宅の1階に防災ベッド・耐震シェルターを設置するもの	建築住宅課
	(1)補助対象となる防災ベッド及び耐震シェルターは静岡県知事が認めるもの。 (2)申補助額は防災ベッドもしくは耐震シェルターの設置に要する経費(購入、輸送、組立及び付属品に係る費用を含む。)と 40 万円を比較していずれか少ない額。 (3)高齢者が居住する住宅にあっては、10 万円を限度として加算。	82-4224

がけ地近接等危険 住宅移転事業	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの (1)静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域。 (2)静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域。 (3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域。	建築住宅課
	建物除去費補助 97万5,000円(※1) 移転先の敷地造成費補助 60万8,000円(※2) 建物建設費補助 465万円(※2) 移転先の土地取得費補助 206万円(※2) ※1 除却費用に対する限度額。 ※2 金融機関から資金を借り入れた場合における借入金利子に対する限度額。	82-4224
	・一般社団法人日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤(JWDS007 付2)の構造及び機能を有するものが対象となり、設置には、電気工事業者による設置工事が必要。(簡易タイプやコンセントタイプは対象外。) ・市内に住宅を所有又は居住し、感震ブレーカーを設置する個人。(賃貸住宅の場合、申請者は申請住宅の居住者に限る。合わせて、家主の承諾が必要となる。) ・市内に戸建住宅を新築し、当該住宅に感震ブレーカーを設置する個人。 ・市税滞納がないこと ・必ず工事着工前に申請すること。工事着工後の申請は対象外となる。	危機管理課
感震ブレーカー設置事業	感震ブレーカー購入及び設置に係る経費が対象。 (1)一般世帯 ①既存住宅 補助対象経費の2/3(上限5万円、千円未満切り捨て) ②新築住宅 一律1万円 (2)特例世帯※ ①既存住宅 補助対象経費の10/10(上限10万円、千円未満切り捨て) ②新築住宅 一律1万5千円 ※特例世帯とは 同一世帯に以下に該当する方がいる世帯 ・要介護3～5の認定を受けた方 ・身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けた方	82-4370

裾野市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
① 新築・購入		
勤労者住宅建設資金利子補給制度	条件 以下の全てに該当する方 (1) 市内に自ら居住する住宅を新築、増改築又は土地・建物を購入する勤労者で市民税等を完納していること (2) 住宅の床面積 50～280 ㎡、宅地購入 330 ㎡以下(5年以内に建築)	地域経済部 商業観光政策課
	対象限度額 1000 万円 利子補給率 年 0.5%利子補給(当初 10 年間) 40 年以内 申込窓口 労働金庫裾野支店 TEL 055-993-8111	995-1857
④設備の充実		
浄化槽設置整備事業補助金	条件 公共下水道事業計画区域以外の区域で、以下のいずれかに該当する方。 (1) 単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽に付け替える方 (2) 老朽化に伴い合併浄化槽を入れ替える方 ※住宅の建築等に伴って浄化槽を設置する場合(建て替えに伴う入れ替えを含む)は補助の対象外となります。	環境市民部 生活環境課
	補助額等 5人槽から 10 人槽までで 17 万 7000 円～102 万 6000 円(人槽等により異なります)	995-1816
水洗便所改造資金融資斡旋利子補給	条件 以下の全てに該当する方 (1) 下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 ※くみ取便所又はし尿浄化槽以外の工事の場合は 6 か月以内 (2) 個人の住宅であること。 (3) 融資金の償還能力を有し、かつ確実な連帯保証人がいる方 (4) 市税、受益者負担金等の滞納がない方	水道部 上下水道経営課
	融資限度額 改造工事に要した費用の範囲内において、1か所につき5万円以上 100 万円以内(1万円単位) 償還利率等 市長が指定する金融機関と契約した利率 償還期限 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して 60 箇月以内	995-1836
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給制度	(P16 参照)介護保険の住宅改修と同じ	健康福祉部 介護保険課 995-1821

日常生活給付等事業	条件 以下の全てに該当する方 (1)以下のいずれかに該当する方 ア 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方) イ 視覚障害者2級以上の方。 ※難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある方。 (2)障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	健康福祉部 総合福祉課 障がい福祉係											
	補助額等 限度額 20 万円 回数 原則1回 自己負担金 課税世帯の場合1割	995-1820											
家具等転倒防止推進事業	条件 以下のいずれかに該当する方 (1)その属する世帯(門戸を一にして生活する者の単位をいう。以下同じ。)構成員がすべて 65 歳以上であるもの (2)その属する世帯が 65 歳以上若しくは 15 歳未満の者により構成されているもの (3)その属する世帯の構成員のいずれかが次のア又はイのいずれかの障害により障害者手帳の交付を受けているもの ア 肢体不自由 1級から4級まで イ 視覚障害 1級から4級まで (4)その属する世帯の構成員のいずれかが療育手帳の交付を受けているもの (5)その属する世帯の構成員のいずれかが精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの (6)その属する世帯の構成員のいずれかが介護保険法(平成9年法律第 123 号)に基づく要介護認定又は要支援認定を受けているもの (7)前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの	環境市民部 危機管理課											
	補助額等 家具等固定実施数は最大5台までとし、固定作業に要する取り付け費用が下記表の家具等の数による取り付け費用の一定額を超える場合は、その超えた額は申請者の負担とする <table><tr><th>家具の数</th><th>申請者の負担</th></tr><tr><td>1</td><td>取り付け費用の1万円を超える額</td></tr><tr><td>2</td><td>取り付け費用の1万2千円を超える額</td></tr><tr><td>3</td><td>取り付け費用の1万5千円を超える額</td></tr><tr><td>4</td><td>取り付け費用の1万8千円を超える額</td></tr><tr><td>5</td><td>取り付け費用の2万円を超える額</td></tr></table>	家具の数	申請者の負担	1	取り付け費用の1万円を超える額	2	取り付け費用の1万2千円を超える額	3	取り付け費用の1万5千円を超える額	4	取り付け費用の1万8千円を超える額	5	取り付け費用の2万円を超える額
家具の数	申請者の負担												
1	取り付け費用の1万円を超える額												
2	取り付け費用の1万2千円を超える額												
3	取り付け費用の1万5千円を超える額												
4	取り付け費用の1万8千円を超える額												
5	取り付け費用の2万円を超える額												
⑦住宅に困窮する方													
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	健康福祉部 総合福祉課											
	裾野市生活自立支援センター Tel 0120-088-205	995-1819											
⑧災害対策													
感震ブレーカー設置費補助金	条件 ・一般社団法人日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007 付 2)の構造及び機能を有するものが対象となり、簡易タイプやコンセントタイプは、対象外	環境市民部 危機管理課											

	・市内に住宅を所有又は居住し、感震ブレーカーを設置する個人(賃貸住宅の場合、家主の承諾が必要となる) ・市内に戸建住宅を新築し、当該住宅に感震ブレーカーを設置する個人	
	補助額等 所有または居住する住宅の場合、機器購入費及び設置費の2/3(上限3万円)。新築する住宅の場合、1万円。 交付は1世帯につき1回限り	995-1817
木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	条件 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が1.0未満のものを補強計画を作成し、補強工事を行った後に1.0以上となる工事	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 1棟ごとに事業費と100万円とを比較していずれか少ない額(耐震補強工事費の8割を限度)	995-1856
木造住宅の移転事業	条件 ・昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であった既存建築物を除却し、耐震性のある住宅へ移転する事業 ・高齢者等世帯	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 1棟につき、事業費と10万円とを比較していずれか少ない額	995-1856
防災ベッド設置事業	条件 昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅で、過去に耐震補強に関する補助制度を受けていないもの	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 ベッドの購入にかかる費用の2/3(上限40万円)または5/6(上限50万円)	995-1856
ブロック塀等の安全確保事業(緊急輸送路等)	条件 ・緊急輸送路等に面するブロック塀を耐震、建替え又は除却する方で、市内全域を対象	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 (1) 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり3万8400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき16万6000円を限度とする (2) 事業に要する経費とブロック塀等を建替える延長に1メートル当たり5万8400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき43万2000円を限度とする (3) 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり2万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき26万6000円を限度とする	995-1856
危険なブロック塀等の除却事業	条件 市内の道路等に面するブロック塀を撤去する方で、市内全域を対象	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり9200円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、かつ1敷地につき10万円を限度とする	995-1856

生け垣等設置事業	条件 危険なブロック塀等の除却事業に併せて、新設する事業	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 事業に要する経費の2分の1以内とし、かつ1敷地につき7万円を限度とする	995-1856
建築物の耐震診断事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 耐震診断にかかる実費と市が定める基準額(床面積等により1050 円～3670 円/㎡)を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(上限 200 万円)	995-1856
建築物の補強計画策定事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された特定建築物で、補強前 I_s (構造耐震指標) / E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強計画。 ただし次の要件のすべてを満たすもの (1)敷地面積 500 ㎡以上 (2)耐火又は準耐火建築物 (3)延べ床面積 1000 ㎡以上	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 補強計画作成に要する費用と市が定めた基準額(床面積の合計により 240 万円～600 万円)を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内	995-1856
非木造住宅の耐震診断事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された非木造の住宅又はマンションの耐震診断	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 耐震診断にかかる実費と市が定める基準額(一戸建て住宅の場合は、一戸当たり 13 万 4000 円、マンションは、床面積等により1050 円～3670/㎡)を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(上限 200 万円)	995-1856
建築物の耐震化事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された特定建築物で、補強前 I_s (構造耐震指標) / E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強工事。ただし次の要件のすべてを満たすもの (1)敷地面積 500 ㎡以上 (2)耐火又は準耐火建築物 (3)延べ床面積 1000 ㎡以上 (4)耐震改修促進法による耐震改修計画又は建築基準法による全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 補助対象経費(補助対象経費とは、免震工法は8万 2300 円/㎡上限、その他の工法は5万 300 円/㎡上限)の 23%以内	995-1856
非木造住宅の耐震補強計画策定事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された非木造住宅で、補強前 I_s (構造耐震指標) / E_t (静岡県耐震判定指標値) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強計画の作成	市長戦略部 都市計画課

	補助額等 計画の作成に要する費用の 2/3 以内(上限 30 万円)	995-1856
非木造住宅の耐震化事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された非木造住宅で、既成市街地に立地し、耐震改修促進法第 6 条第3号に規定される特定建築物を補強前 I_s (構造耐震指標) / E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする耐震補強工事	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 補助対象経費の 23% 以内(補助対象経費とは3万 4100 円 / m^2 上限)	995-1856
要安全確認計画記載建築物の補強計画策定事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された緊急輸送ルート等沿道建築物で、補強前 I_s (構造耐震指標) / E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強計画の作成	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 補強計画作成に要する費用と市が定めた基準額を比較して、いずれか少ない額	995-1856
要安全確認計画記載建築物の耐震化事業	条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された緊急輸送ルート等沿道建築物で、補強前 I_s (構造耐震指標) / E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする耐震改修、建替え又は除却工事	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 耐震補強工事に要する費用と市が定めた基準額を比較して、いずれか少ない額の 4/5 以内	995-1856
がけ地近接危険住宅移転事業	条件 次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの (1) 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 (3) 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	市長戦略部 都市計画課
	補助額等 建物除去費補 97 万 5000 円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465 万円 (") 土地取得費補助 206 万円 (")	995-1856

伊豆市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
① 新築・購入		
いずぐらし促進補助金	市内で住宅(延床面積 80 m ² 以上)を購入した世帯	地域づくり課
	夫婦のいずれかが満 40 歳以下の世帯または中学生以下の子が同居する世帯 住宅を取得 取得金額の 10 分の1を上限に最大 100 万円 ※購入した住宅に居住する小学6年生までの子ども1人につき 10 万円を加算	74-3066
② リフォーム		
いずぐらし促進補助金	子育て世帯または若者夫婦もしくはその世帯と同居する方	地域づくり課
	昭和 56 年6月1日以降に建築された住宅 (同日以前に建築されたものについては、耐震基準を満たすもの) 住宅をリフォーム リフォーム費用の 10 分の1を上限に最大 100 万円 (市外業者が施行した場合、20 分の1かつ上限 50 万円) ※購入した住宅に居住する小学6年生までの子ども1人につき 10 万円を加算	74-3066
③空家、移住・定住		
老朽空家等除却支援事業補助金	空き家を解体される方(木造住宅を除く)	都市計画課
	補助対象経費の 2 分の 1 以内、上限 50 万円	83-5206
空き家リフォーム補助金	空き家バンクに登録されている住宅を借りるまたは買われた方でリフォームされる方	地域づくり課
	リフォーム費用の2分の1以内、上限 50 万円	74-3066
④設備の充実		
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	下水道区域外の住宅で、合併浄化槽を設置される方	上下水道課
	5人槽 332(415)千円、7人槽 414(517.5)千円、10人槽 548(685)千円 ()内は単独浄化槽から設置替えの場合	83-3901
汚水揚水ポンプ設置工事補助	低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方	上下水道課
	設置費用の 30%以内で対象工事費は 100 万円を限度	83-3901
住宅用再生エネルギー機器設置補助事業	伊豆市に住民登録があり、新規で蓄電池システムや太陽光発電システム+HEMS を設置しようとする方	環境衛生課
	一律 5万円 (太陽光発電システム及び HEMS の同時設置で 5万円の追加)	72-9857

住宅用V2H充放電設備設置費補助事業	伊豆市に住民登録があり、新規でV2H充放電設備や太陽光発電システム+HEMSを設置しようとする方	環境衛生課
	一律 5万円（太陽光発電システム及び HEMS の同時設置で5万円の追加）	72-9857
宅配ボックス購入費補助	住民登録があり、宅配ボックスを購入又は設置しようとする方	環境衛生課
	購入費等の2分の1以内、上限 5,000 円	72-9857
省エネ家電購入費補助金	エアコン、照明器具、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、電子レンジ、炊飯器、給湯器、エコキュート、石油・ガストーブのうち、省エネルギー基準達成率が 100%以上の補助対象機器を市内販売店で新品を購入した市内に住所を有する者	環境衛生課
	本体価格(税込)の 1/4(百円未満切捨て)補助上限額5万円	72-9857
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援事業補助金	婚姻され新生活を開始する方(ご夫婦の所得合わせて 500 万円未満で婚姻日における年齢が夫婦ともに 39 歳以下の方)	地域づくり課
	新居の購入費、賃料、引越費用、リフォーム費用等の合計額 1世帯あたり 30 万円(婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 29 歳以下の場合は 60 万円)を上限	74-3066
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照)介護保険の住宅改修と同じ	健康長寿課
		74-0150
重度身体障害者日常生活用具給付等	障害認定を受けた方で日常生活に必要な補装具や生活用具の給付、住宅改修や自動車改造等をされる方	社会福祉課
	用具の購入及び改修工事費(限度額 20 万円)	72-9863
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	社会福祉課
		72-9862
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で耐震診断をされる方	都市計画課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	83-5206
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された耐震診断の評点が 1.0 未満の既存木造住宅で耐震補強計画策定・耐震補強工事を一体となって実施される方	都市計画課
	耐震補強工事にかかった経費と 115 万円を比較して少ない額	83-5206
木造住宅除去事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅が耐震診断の結果、耐震性が不十分と判定された住宅のすべてを除去される方	都市計画課
	除去に要する経費の 23%と 50 万円を比較して少ない額	83-5206

木造住宅部分補強事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された耐震診断の評点が 1.0 未満の既存木造住宅で耐震補強計画策定及び部分補強工事を実施される方	都市計画課
	補強工事に要する経費の 4/5 と 85 万円 (高齢者のみが居住する住宅等の場合は 95 万円)を比較して少ない額	83-5206
ブロック塀等撤去・改善事業	住宅または事業所等から伊豆市地域防災計画に定める避難所および避難地等へ至る私道を除く経路に面するブロック塀を撤去または改善する工事	都市計画課
	・撤去 経費と2万円/mの少ない額の 2/3 以内 (上限 26 万 6000 円) ・改善(フェンス等) 経費と 38,400 円/mの少ない額の 1/3 以内(上限 16 万 6000 円) ・改善(生垣等) 経費と 38,400 円/mの少ない額の 2/3 以内 (上限 33 万 3000 円)	83-5206
耐震シェルター・防災ベッド設置事業費助成金	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された耐震診断の評点が 1.0 未満の既存木造住宅で、耐震シェルターや防犯ベッドを設置される方	都市計画課
	・耐震シェルター 補助対象経費の 2/3 以内(限度額 40 万円) ・防災ベッド 補助対象経費の 2/3 以内(限度額1基につき 40 万円)	83-5206
がけ地近接等危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域等の危険区域の住宅の除去工事に係る経費	都市計画課
	危険住宅の除却等に要する経費(1戸当たり 97 万 5000 円を限度)	83-5206
狭あい道路拡幅整備事業	建築基準法第 42 条第2項該当の幅員4m未満の道路に接する土地の所有者で後退用地を市に寄附される方	都市計画課
	上限 150 万円(測量調査費 50 万円、工事費 50 万円、奨励金 50 万円)	83-5206

伊豆の国市の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号
②リフォーム		
環境配慮型リフォーム助成	市内業者を元請とし、20万円以上の環境負荷軽減リフォームをされる次の方 (1) 市内に住民登録(予定)している方の住宅 (2) 市内で事業を営む(予定)方の事業所等 ＜申請窓口＞ 伊豆の国市商工会 055-949-3090	商工課
	住宅:リフォーム金額の20%商品券で助成(上限30万円) 事業所等(商工会員):リフォーム金額の20%現金にて助成(上限30万円) 事業所等(非商工会員):リフォーム金額の20%現金にて助成(上限15万円)	055-948-1415
④設備の充実		
新エネルギー機器等導入事業費補助金	以下のすべてに該当する方 (1) 市内に自ら居住し、又は実績報告書提出までに居住する予定の市内の住居(賃貸借を除く)に新規で補助対象機器を設置しようとする方(補助対象機器が設置されている新築の住宅を購入する方を含む) (2) 過去に、市から同種の補助金等の交付を受けたことがない方 (3) 市税を滞納していない方	環境政策課
	すべて対象機器設置費用の10/10以内 ・太陽光発電システム (太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力を比較して低い方の出力1kwhにつき、2万円を乗じた額。上限6万円) ・家庭用燃料電池(エネファーム)(上限5万円) ・定置用リチウムイオン蓄電池システム(上限5万円) ・ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)(上限5万円) ・家庭用エネルギー管理システム(HEMS)(上限1万円)	0558-76-8002
生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金	処理区域内に住宅を所有し、その住宅に居住している生活扶助世帯が行う、以下のいずれかに該当する工事 (1) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事 (2) し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事	上下水道課
	19万2,000円	055-948-2920

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	公共下水道全体計画区域外の区域又は公共下水道全体計画区域内の区域であって、令和8年度までに公共下水道の整備が見込まれない区域 住宅用であること(別荘、マンション等は不可) 市税を滞納していない方	廃棄物対策課
	5人槽 16 万 6,000 円以内(20 万 6,000 円以内) 7人槽 20 万 7,000 円以内(25 万 7,000 円以内) 10 人槽 27 万 4,000 円以内(34 万 2,000 円以内) ()内は単独処理浄化槽から切替えの場合 宅内配管工事 15 万円(単独処理浄化槽から切替えの場合)	0558-76-8001
⑥高齢者、障害のある方		
障害者等の住宅改修費給付事業	障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にするために行う小規模な住宅の改修に要する費用の給付制度 (対象者) 市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (1) 下肢機能の障害の程度が1級から3級までの者 (2) 体幹機能の障害の程度が1級から3級までの者 (3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の程度が1級から3級までの者 (4) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能障害に限る。)の程度が1級及び2級の者(特殊便器の取付を行う者に限る。) (5) 視覚障害の程度が1級及び2級の者 (6) 上記に掲げるものと同程度の難病患者である者	障がい福祉課
	住宅改修に要した費用の額の 100 分の 90 に相当する額 非課税世帯においては 100 分の 100 100 分の 90 に相当する額が 18 万円を超えるときは 18 万円を限度額とする。非課税世帯は、限度額 20 万円	0558-76-8007
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	長寿介護課 0558-76-8009
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	福祉事務所 0558-76-8012
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅をお持ちの方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断を実施。	危機管理課
	無料。	055-948-1482
木造住宅耐震補助成事業(補強計画一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅で、精密診断を実施して補強計画を策定した上で、耐震補強をする工事。ただし、補強後の耐震評点が 1.0 以上となること。	危機管理課
	耐震補強計画策定費及び工事費の 8/10 と 115 万円とを比較して少ない額。	055-948-1482

ブロック塀等耐震化促進事業	ブロック塀等の撤去又は緊急輸送路、避難路、避難地等沿いに面するブロック塀等を安全な塀に改善する工事。	危機管理課
	撤去事業: 事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内。10 万円/1 敷地までを限度とする。 改善事業: 事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 1/3 以内。25 万円/1 敷地までを限度とする。	055-948-1482
建築物耐震診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅以外の既存建築物に対する耐震診断。	危機管理課
	事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内。	055-948-1482
建築物補強計画策定事業	次のいずれかの要件を満たす建築物であって、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものを、地震に対して安全な構造とするための補強計画を策定する。 (1) 災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物であって、延べ床面積が 1000 m ² (幼稚園、保育所にあつては 500 m ²) 以上であり、かつ、原則として 3 階以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きく、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導を受けた建築物。 (2) 静岡県耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務付け対象道路 (緊急輸送路等) 沿いの既存耐震不適格建築物。	危機管理課
	事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内。 耐震診断義務付け対象道路にあつては、事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 5/6 以内。	055-948-1482
建築物耐震化助成事業	静岡県耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務付け対象道路 (緊急輸送路等) 沿いの既存耐震不適格建築物で、耐震診断の結果を受け、耐震補強若しくは建替えにより地震に対して安全な構造とする工事又は全部を除却する工事。	危機管理課
	耐震診断義務付け対象道路沿いにあつては、事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の 4/5 以内。	055-948-1482
耐震シェルター・防災ベッド設置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事着手があつた現在居住している木造住宅で、建築物耐震診断事業又は木造住宅補強計画策定事業の後に木造住宅の耐震補強工事を行っていない住宅であること。	危機管理課
	耐震シェルター・防災ベッド 補助対象経費の 2/3 以内 (限度額 40 万円) 高齢者のみが居住する住宅 (家庭内家具等固定推進事業対象者と同じ) 補助対象経費の 5/6 以内 (限度額 50 万円)	055-948-1482

家庭内家具等固定 推進事業	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (1) 65 歳以上の者のみで構成されている世帯 (2) 身体障害者福祉法第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の級別が1級又は2級の者に限る。)と同居する世帯 (3) 療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者(障害の程度が A の者に限る。)と同居する世帯 (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(障害等級が1級又は2級の者に限る。)と同居する世帯 (5) 介護保険法第7条第3項又は第4項に規定する要介護者又は要支援者と同居する世帯	危機管理課
	家具6台まで市が負担	055-948-1482
がけ地近接危険住 宅移転事業	現に居住している住宅であって、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のいずれかに該当する区域が指定された際にその区域に存していた住宅若しくは建築工事中であった住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が各種法令に基づく是正勧告等を行ったもの (1) 静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域 (2) 同条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	危機管理課
	危険住宅の除却等に要する経費:1戸当たり 80 万 2000 円を限度危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金利子(年利率 8.5 パーセントを限度とする。)に相当する額:建物にあっては 457 万円、土地取得にあっては 206 万円、敷地造成にあっては 59 万 7000 円を限度。	055-948-1482

函南町の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
②リフォーム		
函南町商工会リフォーム助成事業	(1) 函南町に住民登録のある個人又は町で事業を営む法人で、町税等を滞納していないこと (2) リフォーム助成事業登録施工業者を利用し自己の居住する住宅、町内で営業している店舗等に関するリフォームを行う方 (3) 昭和56年6月以降に建築され、又は工事に着手した住宅とする。ただし、昭和56年5月以前の住宅でも耐震診断を行い耐震性のある住宅及び耐震補強済の住宅は対象とする ※事業期間中、同一建物・同一申請者につき1回限りとする	函南町商工会
	工事費総額(税抜)5万円以上の20%(上限20万円)	978-3995
④設備の充実		
雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金	町内の敷地面積が1000㎡未満の住宅(併用住宅及び共同住宅を含む)に雨水浸透・貯留施設を設置する方	都市計画課
	(1) 雨水浸透施設※建築面積に応じ、補助対象基数に制限あり。また、設置対象区域の制限あり。 a A型: 当該工事に要する経費の額又は6万円のいずれか少ない額 b B型: 当該工事に要する経費の額又は5万円のいずれか少ない額 (2) 雨水貯留施設 ※住宅1棟につき1基かつ容量が100ℓ以上 a 浄化槽転用型: 当該工事に要する経費の1/2以内の額又は8万円のいずれか少ない額 b 簡易貯留型: 当該工事に要する経費の1/2以内の額又は5万円のいずれか少ない額	979-8117
住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金	自ら居住し、又は居住する予定の町内の住宅に、太陽光発電システム・家庭用蓄電池システムを設置すること(システムが設置されている新築の住宅を購入する場合も含む)	環境衛生課
	(1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計キロワット数に1万円を乗じた額(上限5万円) (2) 家庭用蓄電池システム 蓄電容量の合計キロワット時数に1万円を乗じた額(上限5万円)	979-8112
生ごみ処理機設置費補助金	町内に居住のある方又は町内に店舗・事業所・事務所などがある方※町税を滞納していない場合に限る	環境衛生課
	補助対象機器(生ごみ処理機、コンポスト容器、ボカシ容器)の購入費の1/2又は3万円のいずれか少ない額 ※生ごみ処理機については1世帯1台まで	979-8112

合併処理浄化槽設置事業費補助金	下水道計画区域外及び田代地区農業集落排水処理区域外に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方(別荘は対象外)	環境衛生課
	5人槽 新設 17万7000円 転換 33万2000円 7人槽 新設 20万4000円 転換 41万4000円 10人槽 新設 25万8000円 転換 54万8000円	979-8112
	5人槽 宅内配管工事 30万円 撤去 12万円 7人槽 宅内配管工事 30万円 撤去 12万円 10人槽 宅内配管工事 30万円 撤去 12万円	
省エネ家電購入費補助金	(1)個人 町内に自らが居住するための住宅に居住している方、共同住宅、併用住宅に居住している方(利用の回数が1ヶ月に1回以上ある別荘の所有者も含む。) (2)事業者 町内に事務所を有する法人、個人事業主の方(共同住宅の大家も含む。)	環境衛生課
	(1)個人 a エアコン:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 b 電気冷蔵庫:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 c LED照明:購入費の3/10 又は3万円のいずれか少ない額 (2)事業者 a エアコン:購入費の1/10 又は1万円のいずれか少ない額 b LED照明:購入費の3/10 又は5万円のいずれか少ない額 ※補助対象の省エネ家電は省エネ基準達成率が100%以上である製品のみ。既存の家電製品処分費は除く。	979-8112
⑥高齢者や障害のある方		
家具転倒防止事業	65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障害者世帯等(自分自身かつ家族等にお願いできない方)	地域安全課
	町内委託業者により無料で家具転倒防止器具設置工事を実施	979-8102
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給	要介護(要支援)認定を受けている在宅の方が、現に居住する住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は住宅改修費を支給する	福祉課
	対象費用の9割、8割又は7割(限度額20万円)	979-8126
重度障害者等日常生活用具給付事業	(1)下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。 (2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	福祉課
	原則対象費用の9割(限度額20万円)	979-8127
重度身体障害者住宅改造費補助	(1)身体障害1、2級(下肢若しくは体幹又は視覚障害)の方 (2)前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方。ただし、定められた種類の改修工事に限る	福祉課
	対象経費の3/4以内(限度額20万円)	979-8127

⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照)わが家の専門家診断事業と同じ	都市計画課 979-8117
ブロック塀等耐震化促進事業	住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路又は住宅から学校まで通学に使用する私道を除く経路	都市計画課
	(1)撤去事業 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき2万円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額 26 万 6000 円/1敷地) (2)建替え事業 事業に要する経費と建替えをするブロック塀等の長さ1mにつき5万 8380 円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額 59 万 9000 円/1敷地)	979-8117
建築物耐震診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった建築物で木造住宅以外の住宅又はマンションの耐震診断	都市計画課
	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内	979-8117
耐震シェルター・防災ベッド設置事業費補助金	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった現在居住している木造住宅で、耐震補強工事を行っていない住宅の1階部分に耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを設置するもの	都市計画課
	(1)耐震シェルター 補助対象経費の1/3以内(限度額8万 3000 円) (2)防災ベッド 補助対象経費の1/3以内(限度額1基につき 10 万円)	979-8117
木造住宅除却事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった空き家を除く木造住宅の全てを撤去(耐震診断の結果評点が1.0未満の住宅に限る。)	都市計画課
	事業に要する経費の 23%と1戸につき 30 万円とを比較して、いずれか少ない額	979-8117
木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった木造住宅で、耐震診断の結果 1.0 未満の耐震評点が、耐震補強工事を行った後に 1.0 以上となる補強計画の策定及び耐震補強工事	都市計画課
	事業に要する経費の8/10の額又は 115 万円のいずれか少ない額	979-8117
感震ブレーカー設置事業	自ら所有又は居住する町内の住宅に対し、感震ブレーカーを設置するもの	地域安全課
	事業に要する経費(購入費及び設置費)の2/3以内(限度額3万円)	979-8102

がけ地近接危険住宅移転事業補助金	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの (1) 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 (2) 静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 (3) 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 (4) 土砂法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、(3)の区域に指定される見込みのある区域 (5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域	都市計画課
	(1) 建物除却費補助 97 万 5000 円 (2) 敷地造成費補助 60 万 8000 円 (3) 建物建設費補助 465 万円 (4) 土地取得費補助 206 万円	979-8117

清水町の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
④設備の充実		
家庭用蓄電池システム設置費補助金	以下の全てに該当する方 (1) 町内に自ら居住し、又は居住する予定の個人住宅に家庭用蓄電池システムを設置する方 (2) 町民税及び固定資産税に滞納がない方(世帯員を含む)	くらし安全課 生活環境係
	家庭用蓄電池システム 一律5万円 (蓄電池の設置と併せて太陽光発電システムを設置、または既に太陽光発電システムが設置されていること)	981-8216
水洗便所改造工事費補助金	町税、受益者負担金等の滞納がない方が供用開始日から3年以内に下水道に接続する改造工事であること	都市計画課 下水道業務係
	改造工事に要した経費の6%以内(限度額3万円)	981-8222
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	要介護(要支援)認定を受けている方が、現に居住する住所地の住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は、住宅改修費を支給する(事前申請が必要です)	福祉介護課 介護保険係
	工事対象支給限度額 20 万円を上限として利用者負担分を除いた額	981-8213
障害者等日常生活用具給付等事業の住宅改修	以下のいずれかに該当する方 (1) 満年齢 18 歳以上で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動障害に限る)を有する方で、身体障害者3級以上の方(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害のある方 (2) 満年齢 18 歳未満で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動障害に限る)を有する学齢児以上の身体障害児で、身体障害者3級以上の方(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)	福祉介護課 障害福祉係
	20 万円を上限として、利用者負担分を除いた額	981-8204
家具転倒防止事業	以下のいずれかに該当する方 (1) 満 65 歳以上の方のみで構成されている世帯(または満 65 歳以上及び満 18 歳未満の方のみで構成された世帯) (2) 障害等のある方(障害者手帳等の交付を受けている者)がいる世帯 (3) 母子家庭世帯(母親、満 18 歳未満の子及び満 65 歳以上の方のみで構成された世帯含む)	くらし安全課 防災対策係
	無料で家具転倒防止金具を取り付け(1世帯当たり家具4品を限度)	981-8205

⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	清水町社会福祉協議会 981-1665
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅	くらし安全課 防災対策係
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	981-8205
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	・補強計画策定及び耐震補強事業 昭和56年5月31日以前に建築された、既存木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であった耐震評点が、耐震補強工事を行った後に1.0以上となる補強計画の策定及び耐震補強工事	くらし安全課 防災対策係
	100 万円/戸以内(耐震補強工事費の8割が限度)	981-8205
木造住宅建替助成事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された、既存木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であった既存建築物を建替えるために除却工事を実施する場合	くらし安全課 防災対策係
	事業に要する経費の23%以内(限度額40万円)	981-8205
木造住宅移転事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された、既存木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であった既存建築物を除却し、耐震性のある住宅へ移転する場合	くらし安全課 防災対策係
	事業に要する経費(引越費用等)と10万円を比較して、いずれか少ない額	981-8205
ブロック塀等耐震改修促進事業	以下のいずれかに該当すること (1) 撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 (2) 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を県の耐震基準を満たした安全な塀等に改善する場合	くらし安全課 防災対策係
	(1) 撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき2万円を乗じた額のいずれか少ない額の2/3以内(限度額26万6000円/1敷地) (2) 改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき3万8400円を乗じた額のいずれか少ない額の1/3以内(限度額16万6000円/1敷地)	981-8205

建築物耐震診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事中であった木造住宅以外の住宅又は建築物の耐震診断	くらし安全課 防災対策係
	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額 200 万円、千円未満の端数は切捨て) (1) 1,000 m ² 未満 1 m ² 当たり 2,000 円 (2) 1,000 m ² ～2,000 m ² 1 m ² 当たり 1,500 円 (3) 2,000 m ² 以上 1 m ² 当たり 1,000 円 (4) 一戸建住宅 13 万円/戸	981-8205
木造住宅耐震シェルター設置事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された、木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む。2階建て以下)	くらし安全課 防災対策係
	耐震シェルターの設置に要する経費(購入費、運搬費及び設置費に限る。)の2/3以内(一般世帯 40 万円を限度) 高齢者のみが居住する住宅等については5/6以内(高齢者世帯 50 万円を限度)	981-8205
防災ベッド購入助成事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された、木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)	くらし安全課 防災対策係
	防災ベッドの購入に要する費用(組立、輸送及び付属品にかかる経費を含む。)の2/3以内(一般世帯 40 万円を限度) 高齢者のみが居住する住宅等については5/6以内(高齢者世帯 50 万円を限度)	981-8205
がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	以下のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの。 (1) 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 (3) 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	都市計画課 計画指導係
	(1) 建物除却費補助 80 万 2000 円(除却費用に対する一部補助) (2) 敷地造成費補助 59 万 7000 円(借入金利子に対する一部補助) (3) 建物建設費補助 457 万円(借入金利子に対する一部補助) (4) 土地取得費補助 206 万円(借入金利子に対する一部補助)	981-8225
感震ブレーカー設置事業費補助金	以下のいずれかに該当する方 (1) 町内に所有する住宅に居住し、当該住宅に感震ブレーカーを設置する方 (2) 町内の自身の所有でない住宅に居住し、当該住宅に所有者の承諾を得て感震ブレーカーを設置する方 (3) 自ら居住する目的で町内に自宅を新築し、当該住宅に感震ブレーカーを設置する方	くらし安全課 防災対策係
	感震ブレーカーの購入および設置工事に要する経費の3分の2以内の千円未満を切り捨てた額(2万円を限度)	981-8205

長泉町の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
③空き家、移住・定住		
空き家改修事業	空き家等情報バンクに登録された物件で、居住誘導区域内で1年以上空き家となった住宅の改修への補助(詳細な条件あり)	建設計画課
	改修に係る経費の1/3以内で補助上限100万円(子育て世帯等:120万円、子育て世帯かつ転入世帯:140万円)	989-5520
住宅地供給促進事業	居住誘導区域内にある既存建築物を除却後に3区画以上(1区画165㎡以上)宅地分譲することを前提とした工事への補助	建設計画課
	除却に係る経費の1/3以内(上限200万円)	989-5520
長泉未来人定住応援事業	要綱に定める町で育った若者に対して、町に定住することを推進するため、奨励金を交付する	こども未来課
	大学等を卒業した者:30万円 短期大学、高等専門学校、専門学校を卒業した者:15万円	989-5573
定住のための新幹線通学支援	要綱に定める学生に対して、新幹線による通学定期券費用の一部の補助	こども未来課
	1ヶ月2万円(新横浜駅を利用する者:1万7000円)	989-5573
④設備の充実		
サステナブル住宅支援事業	自己が所有し居住する住宅で、ZEHの認証を取得した者又は太陽光発電システム等を自らが設置、購入した者への補助	くらし環境課
	それぞれ一律で、(1)ZEH:30万円、(2)ZEH+:40万円、(3)太陽光発電システム:10万円、(4)家庭用蓄電池:10万円、(5)家庭用コージェネレーションシステム:10万円、(6)V2H充放電設備:5万円、(7)電気自動車、プラグインハイブリッド車:10万円 ※(7)は再生可能エネルギーから電気の供給を受け、(6)の設置を必須とし、新車に限る ※(1)～(2)は(3)～(5)と併用不可。	989-5514
生垣設置事業費補助金	住宅の用に供している土地で、建築基準法上の道路等に面した場所に設置し、設置後の生垣が管理できる方への補助	工事管理課
	生垣の延長1mにつき6000円(限度額10万円)	989-5518
浄化槽設置補助	公共下水道計画決定区域外で生活の本拠となる住宅(店舗等併用を含む)のみなし浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置換えする者への補助(詳細条件を要確認)	くらし環境課
	(1)5人槽 41万4000円(限度額) (2)6～7人槽 51万6000円(限度額) (3)8～10人槽 68万4000円(限度額)	989-5514

⑤結婚、子育て		
子育て世帯家賃低廉化事業	住宅の確保に困窮する子育て世帯が入居する子育て世帯専用賃貸住宅の家賃を低廉化する賃貸人に対する補助	建設計画課
	家賃月額と4万円を比較していずれか少ない額に管理月数を乗じた額(補助額により最長20年)	989-5521
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	長寿介護課
		989-5511
日常生活用具給付等事業	基準に定められた障害のある方への動作補助用具の給付	福祉保険課
	基準額(20万円)の範囲内で、原則1割は自己負担(所得制限あり)	989-5512
重度身体障害者住宅改造費助成事業	基準に定められた障害のある方への住宅改造費の補助	福祉保険課
	対象経費3/4(限度額75万円、世帯の前年度所得により助成制限があります)	989-5512
重度身体障害者防災用具購入費助成事業	身体障害者手帳の交付を受け、常に就床を要する方への防災ベッド購入費の助成	福祉保険課
	対象経費のうち自己負担分1割を減じ、100円未満を切り捨てた額	989-5512
⑧災害対策		
木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業	昭和56年5月31日以前建築の木造住宅で耐震診断の評定が1.0未満の耐震評点が補強工事実施後に1.0以上となる補強計画の策定及び耐震補強工事への補助	建設計画課
	計画と工事に係る経費の4/5以内で限度額100万円	989-5520
木造住宅除却支援事業	昭和56年5月31日以前建築の木造住宅で、次に当てはまるものの除却への補助 (1)「誰でもできるわが家の耐震診断」で評点9点以下 (2)「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断」で倒壊の危険性があると判断された住宅 (3)「わが家の専門家診断」で評点1.0未満	建設計画課
	除却に係る経費の23%以内(上限30万円)	989-5520
既存建築物耐震性向上事業	昭和56年5月31日以前建築の非木造建築物の耐震診断	建設計画課
	事業経費と町が定める基準額を比較して少ない額の2/3以内(上限200万円)	989-5520
新耐震基準木造住宅耐震診断	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅の耐震診断に対する補助	建設計画課
	対象: 木造軸組構法の住宅等 図面の有無、住宅の面積により自己負担金が異なる	989-5520

新耐震基準木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業	昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造住宅で、新耐震基準木造住宅耐震診断の評定が1.0未満の耐震評点が補強工事实施後に1.0以上となる補強計画の策定及び耐震補強工事への補助	建設計画課
	計画と工事に係る経費の4/5以内で限度額100万円	989-5520
家具等転倒防止事業	要綱に定められた世帯に対する家具固定事業	地域防災課
	1世帯当たり1回限り、家具4品までを無料で固定	989-5505
感震ブレーカー設置事業	要綱で定められた対象者に対する感震ブレーカーの設置補助	地域防災課
	補助対象経費の2分の1以内で上限3万円	989-5505
がけ地近接危険住宅移転事業	規定する区域に存する既存不適格住宅等のうち、大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、県知事又は町長が移転等勧告を行ったものに対する事業費の補助	建設計画課
	(1)建物除却費補助 97万5000円(除却費用に対する一部補助)	989-5520
	(2)敷地造成費補助 60万8000円(借入金利子に対する一部補助)	
	(3)建物建設費補助 465万円(//) (4)土地取得費補助 206万円(//)	
ブロック塀等耐震改修促進事業	撤去事業:地震発生時に倒壊、転倒の危険性のある道路や公共施設に面したブロック塀の撤去事業への補助	建設計画課 989-5520
	工事経費とブロック塀延長距離で算出した額を比較して、少ない額の2/3以内(限度額26万6000円)	
	改善事業(緑化あり):地震発生時に倒壊、転倒の危険性のある道路や公共施設に面したブロック塀の撤去後、植樹又は植樹と安全なフェンス等に改善する工事への補助	
	工事経費とブロック塀延長距離で算出した額を比較して、少ない額の2/3以内(限度額33万3000円)	
	改善事業(緑化なし):地震発生時に倒壊、転倒の危険性のある道路や公共施設に面したブロック塀の撤去後、安全なフェンス等に改善する工事への補助	
	工事経費とブロック塀延長距離で算出した額を比較して、少ない額の1/3以内(限度額16万6000円)	

小山町の制度



制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0550)
②リフォーム		
民間賃貸住宅 リフォーム助成金	・町内に賃貸住宅を所有し、経営している方 ・町税等を滞納していない方 ・昭和 56 年6月1日以後に建築された住宅 ・申請時点で空室であり、改修後に入居募集をする住宅 ・子育て世帯や、立地企業の従業員向けに住宅の機能を高める改修工事	おやまで 暮らそう課
	対象工事費用の1/3(千円未満切り捨て) アパート: 上限 20 万円 一戸建て: 上限 40 万円	76-6159
③空き家、移住・定住		
空き家活用・流動化 促進助成金	・町内に定住することを目的に空き家を取得した方 ・町税等を滞納していない方 ・取得した空家の改修工事又は建て替え目的の解体工事 ・工事完了後、小山町に住民登録し5年以上居住すること	おやまで 暮らそう課
	対象工事費用の1/2(千円未満切り捨て) 改修工事: 上限 30 万円(若者世帯※40 万円) 解体工事: 上限 50 万円(若者世帯※60 万円) ※若者世帯とは 18 歳未満のこどもがいる又は夫婦ともに 39 歳以下の世帯	76-6159
移住・就業支援金	(P14 参照) 移住・就業支援金と同じ	おやまで 暮らそう課 76-6159
④設備の充実		
合併処理浄化槽 設置奨励事業 補助金交付制度	・下水道計画区域外に 10 人槽以下の浄化槽を設置する方 ・合併処理浄化槽からの入替設置は対象外(詳細は窓口まで) ・設置する建物が、専用住宅若しくは併用住宅(居住部分が1/2以上)であること(ただし別荘は対象外) ・町税等を滞納していない方	くらし環境課
	5人槽 33 万 2000 円 6～7人槽 41 万 4000 円 8～10 人槽 54 万 8000 円	76-6130

クリーンエネルギー 機器設置事業助成金	・未使用品の補助対象機器を町内の住宅に設置、又は同機器の設置された町内の新築の住宅を購入した方で、当該住宅に自ら居住し、町税等に滞納がない方 《対象機器》 ・太陽光発電システム ※電力会社との太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結するもの ・太陽熱利用システム ・蓄電池 ※再生可能エネルギー発電機器と接続されているもの	くらし環境課
	太陽光発電システム 5万円 太陽熱利用システム 2万 5000 円 蓄電池 5万円	76-6130
⑤新婚・子育て		
出産祝給付金	出生した子の母または父で、①②のいずれかに該当し、町税等の滞納がない者 ①当該児出生前1年以上小山町に居住し、申請時において、引き続き町内に居住する意思のある者 ②当該児出生前1ヶ月以上小山町に居住しており、かつ持ち家(家族所有も含む)に住み、申請時において、引き続き居住する意思のある者	健康増進課
	第1子 10万円・第2子 20万円 第3子 30万円・第4子以降 50万円	76-6668
妊産婦出産・ 健康診査 交通費助成金	妊産婦が下記のいずれかの要件でタクシーを利用した場合その費用を助成 ①妊娠又は出産にかかわる健診 ②出産のための入退院 ③妊婦歯科検診 ④産婦健診 ⑤1か月児検診	健康増進課
	上限:妊娠1回につき3万円	76-6668
遠距離通学定期券 購入助成金	・小山町から鉄道乗車距離で片道 50 km以上となる通学をしている方 ・町税等の滞納の無い方	おやまで暮らそう課
	通学定期券購入費の1/2(百円未満切り捨て) 上限 10000 円/月	76-6159
結婚新生活支援 補助金	・令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に結婚し、町内に住民登録をしている方 ・夫婦の合算所得が 500 万円未満で、町税等を滞納していない方 ・結婚を機に同居するための住宅を新たに購入又は賃借している方 ・新居の購入費・家賃・敷金・礼金・業者へ支払った引越費用など※	おやまで暮らそう課
	夫婦ともに 39 歳以下: 上限 30 万円 夫婦ともに 29 歳以下: 上限 60 万円 ※住宅手当や他の公的補助を受けた金額は除く	76-6159

⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ	長寿介護課 76-6669
日常生活用具 給付事業	・小山町に住所を有する方。 ・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する方であって障害等級3級以上の方(ただし、特殊便器への取り替えは、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害2級以上の方。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある方。 ・上記の方の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。	社会福祉課
	補助額:20 万円	76-6661
高齢者住宅改修費 助成事業	・小山町に住所を有し、かつ以下のすべてに該当する方が居住する住居 ・介護保険法による保険給付の対象とならない 65 歳以上の高齢者。 ・既存住宅の浴室、便所、玄関、廊下等の住宅設備を当該高齢者の生活に適するよう改修することにより、要介護状態になることを防止できると認められる方。	長寿介護課
	対象経費の1/2以内(一戸につき1回限りかつ限度額 10 万円)	76-6669
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照) 住居確保給付金と同じ	東部健康福祉 センター 055-920-2078
⑧災害対策		
わが家の 専門家診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅	都市整備課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	76-6137
木造住宅耐震補強 助成事業 (計画工事一体型)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震性を向上させるために補強計画と補強工事を一体的に行い、耐震診断の評点が、1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事(耐震補強後に評点が 1.0 以上となり、かつ評点が 0.3 以上あがる補強工事に限る)	都市整備課
	1戸ごとに、当該事業に関する経費と限度額 115 万円とを比較して、いずれか少ない額。高齢者世帯等の場合は限度額 135 万円。(いずれも耐震補強工事費の8割を限度とする。) ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯 (1)65 歳以上の者のみで構成する世帯 (2)身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者が居住する世帯 (3)介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する世帯 (4)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯	76-6137
防災ベッド 購入事業補助金	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅の所有者又は使用者で住宅の1階部分に防災ベッドを設置する者	都市整備課
	静岡県知事が認めた防災ベッドの購入費用(組立・輸送及び付属品経費含む)の4/5以内(千円未満切捨て) 限度額 1人1台 20 万円	76-6137

既存建築物 耐震性向上事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断	都市整備課
	耐震診断に係る経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(千円未満の端数は切捨て) (1) 非木造戸建住宅 面積要件無し 13 万 6000 円 (2) (1)以外の建物 ア 延床面積 1000 m ² 未満の部分 1 m ² 当たり 3670 円 イ 延床面積 1000 m ² ～2000 m ² の部分 1 m ² 当たり 1570 円+ア ウ 延床面積 2000 m ² 以上の部分 1 m ² 当たり 1050 円+イ	76-6137
ブロック塀等耐震改修 事業費補助金	撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある ブロック塀等を撤去する場合 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある ブロック塀等を安全な塀に改善する場合	都市整備課
	撤去事業 補助対象経費又は1mにつき 8900 円を乗じた額を 比較していずれか少ない額の2/3以内(限度額 10 万円/1敷地) 改善事業 補助対象経費又は1mにつき 38400 円を乗じた額を 比較していずれか少ない額の2/3以内(限度額 25 万円/1敷地)	76-6137
木造住宅の 部分補強事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された耐震診断の評点が 1.0 未満の木造住宅のうち、1階にある一の居室について地震時に 倒壊しないように行う以下の全てに該当する耐震補強工事 (1) 次のいずれかの方法により補強計画を策定し部分補強を 行うものであること。ただし、ア又はイの方法によることがで きるのは、平屋建て在来軸組構法の住宅に限る。 ア「平成 28 年度 木造住宅部分耐震性評価業務委託報告書 (平成 29 年3月一般社団法人静岡県建築士事務所協会)」 (以下「部分耐震性評価報告書」という。)の「3.1 仕様規 定による方法」に記載された方法。 イ 部分耐震性評価報告書の「3.2 一般診断法による耐震性 能評価」に記載された方法。 ウ 次の(ア)及び(イ)を満たしていると静岡県知事が認める方法 (ア) 補強した部分が、十分な耐震性能を有すること及び隣接す る部分で水平構面の先行破壊が生じること等により、地震 時に倒壊しないこと (イ) 補強後の上部構造評点が、補強前の値を下回らないこと (2) 過去に防災ベッド整備事業を実施し補助金の交付を受け た住宅について行うものでないこと。	都市整備課
	1戸ごとに、当該事業に関する経費と限度額 85 万円とを比較し て、いずれか少ない額。高齢者世帯等の場合は限度額 95 万 円。(いずれも耐震補強工事費の8割を限度とする。) ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯 (1) 65 歳以上の者のみで構成する世帯 (2) 身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者が居住 する世帯 (3) 介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する世帯 (4) 療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けて いる者が居住する世帯	76-6137

がけ地近接等 危険住宅移転事業 補助金	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年 3 月 31 日以前に建てられたもの (3) 静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4) 上記(1)(2)(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅	都市整備課
	建物除去費補助 78 万円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 58 万円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 366 万円(") 土地取得費補助 206 万円(")	76-6137
家庭内家具等 転倒防止推進事業	・家具の固定数は、寝室・居間の家具を優先し、2台以上5台まで。 ・町内に住所を有し住所登録のある世帯(利用は1回限り)	危機管理局
	固定作業費の補助(申請者負担額を除く)及び固定金具。	76-5715
感震ブレーカー 設置事業費補助金	・町内にある住宅を所有し、又は居住している方。戸建住宅を新築している方。(利用は1住戸につき1回限り) ・感震ブレーカーは、般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格に適合する構造及び機能を有するものに限る。	危機管理局
	一般世帯 既存 設置費用の2/3(上限5万円) 新築 一律1万円 特例世帯 既存 設置費用の 10/10(上限 10 万円) 新築 一律1万 5000 円 ※特例世帯の対象者は以下のとおり。 (1) 要介護3以上の認定を受けている方 (2) 身体障害者手帳(1級～4級) (3) 精神障害者保健福祉手帳(1級～3級) (4) 療育手帳の交付を受けた人が同居する世帯 ※補助金は千円未満切捨てとする。	76-5715